





不正行為に関する ガイダンス

セクション	ページ
懲戒の権限者	3
指針および権限の及ぶ範囲	5
不正行為	7
報告をする	9
プロテスト委員会の役割	11
手順	15
意思決定	23
上告	25
推奨されるペナルティー	26
各国連盟への報告	27
付属書 A: 不正行為の例	28
付属書 B: 推奨されるペナルティー	29
付属書 C: 審問チェックリスト (標準)	31
付属書 D: 審問チェックリスト (提起者を任命の場合)	36
付属書 E: 異議	41
付属書 F: スポーツマンシップとフェア・プレー	44
付属書 G: 規則 2 との関連	48
付属書 H: 児童の保護	51
付属書 I: 警察の関与	53
付属書 J: 規則 76 に基づく排除	54
付属書 K: モデル書式	55
付属書!ユースおよびジュニア	59

発行: World Sailing (UK) Limited © World Sailing Limited

第1版: 2021年7月

訳=JSAF ルール委員会

1 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳))



はじめに

不正行為の問題を扱うことは、レース・オフィシャルの仕事の内、おそらくもっとも気の進まない役割ではあるが、しかし見過ごしてはならない重要な役割である。悪質な言動という形態での不正行為が我々のスポーツに弊害をもたらすということについては、無視できない証拠がある。それによりセーリング・スポーツ以外の道を選ぶ人を生み出す結果をもたらすことすらある。私は、不正行為に対しては、迅速、公正、かつ確立された諸規則と実践に基づいて対処することが、われわれのスポーツにとって極めて重要であると信じる。私はまた、すべてのレース・オフィシャルが、このような問題を解決する必要に迫られた人たちを支援することが重要であると信じる。本書の手引きを超えた様々な助力が可能である。どうかお尋ねいただきたい。

本書のガイドは、国際レース・オフィシャルズのみならず、解決しなければならない不正行為の問題を抱えたすべての人々のためにある。本ガイドはまた、このスポーツに携わるセーラーや支援者たちに、これらの問題に対処するレース・オフィシャルズに何を期待できるかを伝えることになるので、彼らにとっても価値があるであろう。

本ガイドを可能な限り広範囲で、間違いがなく、かつ使えるものにするために、著しい努力が傾注されてきたが、時間の経過とともに進化させなければならないのは避けがたいことである。いかにそれを達成できるかについてお考えがあるならば、ぜひ World Sailing にご連絡いただきたい。

World Sailing は、本ガイドの編纂に当たって、英国ヨット協会(RYA)がその不正行為ガイダンスの使用を認めていただいたことに、引き続き謝意を表するものである。

World Sailing レーシング・ルール委員会 委員長 アナ・サンチェス・デル・カンポ

本ガイダンスはすべてのレース・オフィシャルズ、とりわけジャッジとプロテスト委員会にとって、有用な参考文献となることを意図したものである。本ガイダンスは World Sailing RRS 2021 – 2024 に基づいている。

諸規則に規定された手順を知っていること、あるいは、いかなる場合に不正行為に立ち向かうべきかを知っていることに、 取って代わり得るものはない。しかしながら、本ガイダンス、およびそこに書かれた助言は、有益な出発点である。

本ガイダンスは、World Sailing レーシング・ルール委員会により作成され、維持管理される。

いかなる所感、ご意見も、ありがたくお聞きいたします。

2021年7月

2 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)

sport / nature / technology



懲戒の権限者

1 プロテスト委員会

- 1.1 不正行為に関して、プロテスト委員会はすべての大会で重要な役割を果たす。プロテスト委員会は、規則 2 に基づいて提出されたすべての抗議を審問しなければならず、また不正行為に関して規則 69 に基づき調査を行い、審問を開くことができる。
- 1.2 プロテスト委員会は常に公正さと適切性をもって行動しなければならない。すべてのレース・オフィシャルズは不正行為に対して立ち向かい処置を行う一定の役割を担うが、その過程において中心となるのがプロテスト委員会である。
- 1.3 事案がさらなる処置または調査のために加盟各国連盟に付託される場合、各国連盟は、主としてプロテスト委員会に、大会で何が起こったかについて報告することを期待するであろう。したがって、プロテスト委員会が事実認定の任務を慎重かつ徹底的に遂行することは極めて重要である。

2 加盟各国連盟(「MNAs」)

- 2.1 World Sailing 加盟の各国連盟(MNA)は、それぞれの国におけるセーリングを統括する組織である。懲戒制度においては、二つの MNA の関与があり得る。すなわち、開催地の MNA と競技者の MNA である。
- 2.2 不正行為に関連した開催地の MNA の役割は、プロテスト委員会の判決に対する規則 70 に基づく上告があった場合、それを審問することである。開催地の MNA はまた、諸規則に対する規定を設けておくこと、そしてレース・オフィシャルズや競技者に対する独自の最良の実践事例やガイダンスを発行しておくこともできよう。
- 2.3 競技者が所属する MNA は、さらなる懲戒処置について、規則 69.2 および 69.3 に基づき送付されてきた報告書を検討する責任を負う。
- 2.4 World Sailing の諸規則および規定には従わなければならないが、MNA 内での懲戒過程をいかに構築するか を決めるのはそれぞれの MNA に委ねられる。MNA がこの責務を担う上で、MNA 内に適切な権限と手続きが 整っていることが重要である。
- 2.5 MNA にはより広範囲でのペナルティーを課す権限がある。たとえば、その競技者を出場停止にする、一定期間 (生涯を含め)その管理下にある大会への参加を禁止する、競技資格や World Sailing 資格の停止、等である。

3 World Sailing

- 3.1 World Sailing には、不正行為に関連して以下のような多くの責務がある。
 - 3.1.1 セーリング競技規則(RRS)の作成および、RRSの正式な解釈を提供する、ケース・ブックの発行。
 - 3.1.2 不正行為、規則 69 および懲戒手続き一般に関連するガイダンスの発行。
- 3 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)



- 3.1.3 制裁措置に関するガイダンスの発行。そのなかで特定の状況に対してどのようなペナルティーが適切かを解説する。
- 3.1.4 特定の状況においては、懲戒措置に関する MNA の決定に対する不服申立てを審問する。
- 3.1.5 主要国際大会に関しては、大会懲戒調査員を任命し、大会後にさらなる懲戒措置を課すことが適切かどうかを決定する唯一の権限を持つ。
- 3.2 World Sailing にはより広範囲でのペナルティーを課す権限がある。たとえば、その競技者を出場停止にする、 一定期間 (生涯を含め)その管理下にある大会への参加を禁止する、競技資格や World Sailing 資格の停止、 等である。
- 3.3 World Sailing が行う懲戒機能は、裁定委員会により監督される。
- 3.4 セーリング競技規則、ケース・ブックおよび本ガイダンスの内容は、レーシング・ルール委員会により監督される。



指針および権限の及ぶ範囲

4 どのような場合に規則 69 を使うべきか?

- 4.1 規則 69 は、受け入れがたく、かつセーリング・スポーツが行われるべき精神に相反する言動の申し立てがあった場合に使うのがよい。セーリング・スポーツは悪しき言動を容認すべきではなく、規則 69 に基づく処置は、この問題に対処するための有効な手段である。不正行為に目をつぶることは、正しくふるまう人々の楽しみを損なうことを助長するだけであり、それがひいては人々がこのスポーツから離れていくこととなる。
- 4.2 不正行為に対し、適切かつ迅速に対処することは、すべてのレース・オフィシャルズの責任である。
- 4.3 World Sailing は、2014 年から 2016 年にわたって不正行為を扱うすべての規則を徹底的に見直しした。現行の規則には、プロテスト委員会により大きな権限と、ある大会における不正行為にどのような対処が可能かについてより大きな柔軟性を与えるよう、大幅な変更が盛り込まれた。

5 誰が規則 69 の適用を受けるか?

- 5.1 本ガイダンスにおいては、表現を簡潔にするために用語「競技者」を使用する。RRS のもとで競技者は、ある 大会においてレースしているか、またはレースしようとしている人物のことである。競技者に加え、規則 69 は 艇のオーナーと支援者も対象とする。
- 5.2 「支援者」とは RRS に定義された用語であり、以下の人物をいう
 - 5.2.1 競技者に物理的または助言的サポートを提供する、または提供することができる人物。コーチ、トレーナー、マネージャー、チーム・スタッフ、医師、医療補助員、または競技中もしくはその準備のために競技者とともに働いたり、治療したり、援助したりするその他の人物、すべてを含む。
 - 5.2.2 競技者の親または保護者
- 5.3 定義された支援者に加え、他の文書(たとえばクラブの規則やその他の大会を管理する文書)に合意をすることを通じて、その他の人物もRRS(したがって規則69も)の適用を受けることになることがある。
- 5.4 参照しやすいように、本ガイダンスでは、文脈上別の言い方をする必要がある場合を除き、「競技者および支援者」というかわりに「競技者」ということにする。

6 規則 69 の効力が及ぶ範囲 (不正行為の時間と場所)

- 6.1 規則 69 に基づくプロテスト委員会の権限は、以下のうち早い方の時点から始まる。
 - 6.1.1 競技者が、大会の目的で開催地に到着したとき。
 - 6.1.2 競技者が、参加と、規則により拘束される意思を、登録したとき。

そして、競技者がレースを終えて開催地を離れるまでの間、継続する。(ただし、これは延長される場合があるー6.4 項を参照のこと。)

5 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)



- 6.2 競技者を容易に大会と関連付けることができる場合、または公共の場所で競技者間の事件が起きた場合、または、数人の競技者が悪質な言動に共同でかかわった場合、プロテスト委員会は行動を起こすことができる。
- 6.3 大事な論点は、競技者の言動が、セーリング・スポーツまたは大会に関連していると言われることが妥当かどうかである。例えば、もしクラブまたは大会が、大会とは関係のない誰かから競技者の言動に対する苦情を受け取った場合には、それは既に大会と関連付けられたことを示しており、セーリング・スポーツ(そして、とりわけその大会)の名誉が傷つけられたかもしれないことを示している。
- 6.4 大会の終了後に発生した不正行為も、それが大会の開催地から離れた場所だとしても、大会との結びつきが十分に立証された場合には、規則 69 に基づいて検討することができる。

7 規則 69 による処置が正当とされる言動の種類

- 7.1 すべての言動は前後の事情の中で検討しなければならない。ある種の言動は「一切の容認無し」の問題として扱うべきであるが、他の問題(たとえば悪い言葉)には前後の事情や大会の性格に配慮する必要がある。
- 7.2 このことを考慮するのはプロテスト委員会全体で行うべきことである。あるレース・オフィシャルにとって容認できると受け止められることでも、他のオフィシャルズには明らかな不正行為とみなされる場合がある。

8 代表チーム、スクワッド、トレーニング過程との相互関係

- 8.1 すべての競技者は平等に扱われなければならない。国または地域の代表チームまたはスクワッドに所属していること(または選考される可能性)はプロテスト委員会の役割に影響を持たず、規則 69 に基づく処置を検討する際に配慮されることはない。
- 8.2 ほとんどの MNA は、不利な規則 69 の審問が自動的に競技者の将来の見通しを悪くすることはない、という方針を採用するであろう。ただし MNA は、選考への適性を正しく評価するために、競技者がある大会で不正行為を働いた場合にはそれを知っておかなければならない。
- 8.3 したがってプロテスト委員会は、競技者の見通しに関する未来の決定が、彼/彼女をその大会でどのように扱うかに影響しないようにしなければならない。

World Sailing

不正行為

9 不正行為とは何か?

- 9.1 不正行為は規則 69.1(a)によって以下のような行為であると定義されてる:
 - 9.1.1 グッド・マナーやスポーマンシップの違反、非倫理的言動
 - 9.1.2 セーリング・スポーツの名誉を傷つけるかもしれない、または傷つけた行為
- 9.2 不正行為が「重大な不正行為」であることは要件ではない。このことは、ある行為が不正行為とされる水準が、2017年より前の規則に比べて低くなったことを意味する。
- 9.3 これは World Sailing が熟慮したうえで決定した方針であり、より広範囲の悪質な言動が、プロテスト委員会によって取り上げられるようにすることが意図されている。競技者が引き続き適切かつ不正行為に比例して扱われるようにするため、プロテスト委員会その他の懲戒機関に対し、より大きな柔軟性が与えられている。

10 不正行為の例

- 10.1 あらゆる事案は、状況を特定する事実に基づき、かつ関連するすべての事情に留意して、判断されなければならない。
- 10.2 以下に不正行為の例を挙げる。ただし、これらがすべてを網羅しているわけではない。
 - 10.2.1 不法行為への関与(例えば; 窃盗、暴力、器物損壊)
 - 10.2.2 セーリング・スポーツの名誉を傷つけるかもしれない、または傷つけた、活動への関与
 - 10.2.3 いじめ、差別的言動、脅し
 - 10.2.4 身体への暴力、またはそのように脅かすこと
 - 10.2.5 財産 (艇を含む)への故意の損傷、乱暴な扱い
 - 10.2.6 大会オフィシャルからの合理的な指示に対する故意の不服従
 - 10.2.7 規則 2 違反を繰り返す
 - 10.2.8 規則 2 違反するよう、他者をそそのかす。
 - 10.2.9 有利を得ることを意図して競技規則に故意に違反する
 - 10.2.10 他の競技者の装備に対する故意の妨害
 - 10.2.11 計測違反を繰り返す(意図的に、または不注意で)



- 10.2.12 審問で、またはレース・オフィシャルに対して、うそをつく
- 10.2.13 その他の形態での不正。たとえば個人、クラスまたは計測関連の文書の偽造、計測していないことを知りながら艇の参加申し込みをすること、順位を上げるためにマークを飛ばすこと、等々
- 10.2.14 人を傷つけることを意図した、口汚い、または罵倒するような言葉遣い(下記参照)

11 口汚い、または罵倒するような言葉遣い

- 11.1 悪質な言葉遣い(オフィシャルに向けられたものでないものを含む)は、その文脈の中で慎重に判断する必要がある。
- 11.2 もしあなたが、使われた言葉遣いに不愉快であったなら、処置をとってしかるべきである。クラブや主催者が大会が始まる前に、不適切な言葉遣いの使用が規則69による処置につながることを明確にしておくことはたいへん妥当なことである。もし主催者がこのような声明を発したならば、プロテスト委員会は期待される基準が実行されるよう、準備しておくのがよい。
- 11.3 同様に、ユースやジュニアの大会においては、口汚い、または罵倒するような言葉遣いは許容されるべきではない。TV 放送されたり、ライブ・ストリームで流される大会もまた、悪質な言葉遣いを許容すべきでない。
- 11.4 しかしながら、ある大会やクラブが過去においてそのような言葉遣いを許容していた場合には、一度の悪質な言葉遣いに係るインシデントのみで、規則 69 による処置を発動するべきではない。これはそのような言葉遣いを大目に見るということではない。しかし、World Sailing としては、このようなクラブや大会がそれぞれ自らの基準を設け、改善させていかなければならないという原則を支持するものである。
- 11.5 レース・オフィシャルズに向けられた口汚い、または罵倒するような言葉遣いは、付属書 E で見出すことのできる異議に関するガイダンスの下で検討するのがよい。



報告をする

12 報告できるのはだれか?

- 12.1 不正行為を申し立てる報告は、いかなる人物でも (競技者である必要はない)申し出ることができる。これには以下の者が含まれる:
 - 12.1.1 レース委員会、またはそのメンバー
 - 12.1.2 プロテスト委員、またはそのメンバー
 - 12.1.3 観客
 - 12.1.4 クルージング中に通過するボート
 - 12.1.5 地域の住民
 - 12.1.6 ホスト・クラブ (主催団体ではない場合)

13 報告の形式

9

13.1 報告とはなにか、について定義はない。それは書面でも口頭の訴えでも構わない。ただし、その報告を書面に書き留めることが望ましい。もし口頭で報告がなされた場合には、受付者はできるだけ速やかに、すべてを書きつけたメモを作成し、日付と時刻を記し、署名しておくのがよい。

14 報告は誰に申し出るがよいか?

- 14.1 プロテスト委員会(またはインターナショナル・ジュリー)がすでに任命されている場合には、報告はそこに申し出るのがよい。ただし、大会が主要国際大会(World Sailing 規定 35、C 章にて定義されたとおりの)である場合には、報告は大会懲戒調査員に申し出なければならない。(インターナショナル・ジュリーが検討することはない。)
- 14.2 既存のプロテスト委員会とは別の、または強化されたプロテスト委員会によって審問を行う方がよい場合があるので、プロテスト委員会は主催団体を初期の段階から関与させるのがよい。規則 69 に係る審問を行うプロテスト委員会を任命するのは主催団体だからである。
- 14.3 プロテスト委員会がまだ任命されていない場合には、報告は主催団体に申し出るべきであり、主催団体はそれを受けてプロテスト委員会を任命するのがよい。任命され次第、プロテスト委員会に、検討を行うため報告を託すのがよい。

15 主催団体/クラブ/その他の統括組織に出された報告

- 15.1 もし報告が主催団体、クラブ、またはレース委員会に持ち込まれた場合には、これらの組織には報告をプロテスト委員会に付託する義務はない。しかしながら、彼らがそうすることは強く推奨される。
- 15.2 報告を、ホスト・クラブやその他の統括組織(クラス協会等)にも、彼ら独自の懲戒手続きによる処置を行うために、送ることが適切な場合がある。



- 15.3 規則 69 に基づく処置が、クラブまたはその他の組織による処置をできなくすることはなく、その逆も同様である。ただし、クラブの持つ権限(そこには会員資格の停止や除名が含まれる)が、プロテスト委員会が行使できる権限になる可能性は低い。
- 15.4 クラブまたはクラスが主催する大会では、プロテスト委員長が、関係するオフィシャル (例えばクラブの上級 役員またはクラスにおける委員会の担当メンバー) に規則 69 に係る審問の可能性を知らせておくことは、 賢明であり助けとなるであろう。レース・オフィシャルズとクラブ/クラスとの間の建設的な対話は、すべての 大会で維持することが重要である。クラブ/クラスが、背後にある事情について重要な情報を提供できたり、 プロテスト委員会に、そのクラスにおける規律の精神を伝えたりできるかもしれない。
- 15.5 大会主催者が規則 69 の判決を、とりわけ大会の終わりに、知らないでいることの無いようにすることもまた重要である。ただし、彼らに与える情報は関与した競技者および艇の特定に限るべきであり、そのような情報を知る必要のある者にのみ伝えるべきである。いかなる事情があっても、大会主催者がプロテスト委員会の判決に影響を与えることを許すべきではない。
- 15.6 プロテスト委員会が、当該不正行為はクラブまたはクラスに任せ、彼らが自らの懲戒手続きにより処置するのが最もよい、と考えることもあり得る。ただしプロテスト委員会は、クラブまたはクラスが不正行為に立ち向って誠実に措置を講じるであろうとの確信を待たなければならない。ひとたび大会が終了したならば、仮に事案が対処されなかった場合にも、立ち戻って調査することは不可能になるからである。
- 15.7 事案の詳細についてプロテスト委員会外部のいかなる者とも議論することは不適切であることを、覚えておくこと。プロテスト委員会はまた、審問中に見当違いの情報を検討するように(不注意にも)導かれてしまうことがあるので、競技者の背景について過剰に聞かされることにも用心深くあるべきである。



プロテスト委員会の役割

16「自らの目撃」に基づき行動する場合のプロテスト委員会の処置

- 16.1 規則 69.2(b) は、プロテスト委員会が、自らの目撃に基づき不正行為が行われたかもしれないと考える場合には、提出された報告がなかったとしても、規則 69 の審問を召集することを認めている。
- 16.2 この目撃には、通常の抗議または救済の審問の最中に得られた情報(抗議/救済要求が有効かどうかにかわらず)、またはプロテスト委員会のメンバーが陸上または水上にて見たり聞いたりした、いかなるものも含めることができる。
- 16.3 目撃された行為は、報告書とするためにできるだけ速やかに書き留め、検討を求めて正規のプロテスト委員会に提出することを勧める。

17 報告の調査

- 17.1 審問を召集するかどうかを決定する前に、プロテスト委員会は調査を行う一人または複数の人物を任命することができる(規則 69.2(c)参照)。調査員がプロテスト委員会メンバーの中から任命された場合には、その人物はその件を検討するプロテスト委員会の一員となることはできない。
- 17.2 調査員は、集めた情報をすべて記録しなければならず、理想的には、収集した証拠の記録/索引を書面で作成するのがよい。規則 69.2(d)に従い、関連する情報を、見込まれている事案にとって有利であっても不利であっても、すべてプロテスト委員会に開示しなければならない。もし審問が召集される場合には、プロテスト委員会はこの情報を、当事者にも開示しなければならない。
- 17.3 調査員には、インタビューをする場合には音声録音 (インタビューする人物の許可を得たうえで) することを勧める。許可を拒まれた場合(または録音装置が手配できない場合)には、尋ねた質問とそれに対する答え(できる限り逐語的に)を詳述した、その人物からの陳述書を作成するのがよい。インタビューは、徹底的に行うべきであり、開始と終了の時刻を記録すること。インタビューした人物には、終わりに陳述内容をチェックするよう求め、それが正確な陳述であることを示すために日付を記載し署名をさせるのが良い。
- 17.4 World Sailing により任命された懲戒調査員 (DIO: Disciplinary Investigating Officers) には、規定 35.3.3~35.3.11 に規定されているとおり、証拠の取集に関してより大きな権限が与えられている。場合に よっては、DIO による情報提供の要請に従うのを拒否することは、規定 35 に基づく別個の不正行為を犯したこととなる。

18 報告の検討

- 18.1 ひとたび報告が持ち込まれるや、プロテスト委員会はそれに対し行動を起こすかどうか検討しなければならない。規定 35.1.5 が適用される場合を除き、プロテスト委員会は、審問を召集するかどうかを決定しなければならない。
- 18.2 調査員が任命された場合には、調査員がプロテスト委員会に対し審問を召集するかどうかについて勧告を 行うのが適切であろう。プロテスト委員会は調査員の勧告に拘束されず、その事案に関し独立した判断を 行使しなければならない。
- 11 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)



- 18.3 審問を召集するかどうか決定するにあたって、プロテスト委員会には規則に基づいた完全な裁量が与えられている。ただし World Sailing は、プロテスト委員会に対し以下の二つの問いを自らに尋ねるよう推奨する。
 - 18.3.1 手元にある情報に基づいたとき、不正行為の認定ができるという現実的な見通しがあるか?
 - 18.3.2 審問を召集することが、セーリング・スポーツのために利益となるか?
- 18.4 ほとんどの場合、プロテスト委員会は、調査が完了し入手したすべての証拠を検証した後、審問を召集するかどうかのみを決定するのがよい。
- 18.5 プロテスト委員会は、不正行為が行われた可能性について広い範囲で確定できたこと、そして十分な情報をもって判断を行うことができることについて、納得がいった場合にのみ、審問を召集するとの決定を行うべきである。プロテスト委員会がこのような決定を行うために十分な情報を得られていない場合には、調査を継続し、審問召集の決定はその後に行われるべきである。
- 18.6 同じ基準を、懲戒調査員がある関係者を訴えるかどうか(主要国際大会における審問招集に相当する手順)を検討する際にも用いるべきである。

19「現実的な見通し」基準

- 19.1 これは審問召集の決定における最初の段階である。プロテスト委員会は、もし事案が審問に進んだ場合、不正行為の認定ができるであろうとの現実的な見通しをもたらすのに十分な証拠があることに、納得がいっているべきである。
- 19.2 プロテスト委員会は、どのような証拠が手元にあるか、それをいかに使えるか、それはどれほど頼りになり信用できるか、を検討するのがよい。またプロテスト委員会は、競技者の主張はどのようなものになるか、その主張が事案にどのように影響するかについても検討しなければならない。
- 19.3 「現実的見通し」基準は、証拠を全体的に見通して、証拠が、もし審問においてそれが信用でき正確であることが判明したとして、当該競技者が不正行為を犯したことを意味するかどうかを、検討することを意味する。それはプロテスト委員会が、手元にある証拠を検討したうえで、競技者が不正行為を犯したという、偽りのない可能性があると考えたことを意味する。
- 19.4 それは、プロテスト委員会が、当該競技者が不正行為を犯したと認定されるであろうと確信した場合にのみ、審問に進むべきである、ということを意味するものではない。この段階では、それはプロテスト委員会の任務ではない。審問において、プロテスト委員会が証拠をより深く掘り下げて吟味し、また一方で競技者の証言から役に立つ情報を得ることが妥当であり、また期待されていることでもある。「現実的見通し」基準が意味することはただ、不正行為があった可能性があること、かつその可能性は現実的であり、架空またはありそうもない話ではないこと、かつ当該競技者が関与しているということ、のみである。
- 19.5 もしプロテスト委員会が、不正行為が立証される現実的な見通しがないと判断した場合には、審問すれば考慮すべき新たな証拠がもたらされそうであると考える場合を除き、審問を召集するべきではない。この段階で手元にある証拠が不正行為の認定を支持できそうもない場合に、審問を進めることは競技者にとってフェアではないし、時間と労力の浪費である。

20「セーリング・スポーツの利益」基準

20.1 不正行為の罪を犯した競技者に適切な制裁を科すことは、セーリング・スポーツの健全な発展にとって極めて重要なことである。



- 20.2 加えて、規則 P2.3 はプロテスト委員会に、ある艇が規則 42 に基づく 3 回目の「イエロー・フラッグ」ペナルティーの後リタイアしなかった場合に、規則 69 審問の召集を検討することを求めている。また、World Sailing 広告規程への違反の場合も、規則 69 審問が選択肢となる。
- 20.3 ただし、規則69に基づく審問または規則2に基づく抗議(後述)のいずれも、あらゆる問題を扱う上で最善の措置とは限らない。とりわけ以下の場合には当てはまらない。
 - 20.3.1 若さや、このスポーツにおける経験の無さからくる、悪意のない過剰な攻撃性(付属書 L 参照)、またはその他の弁護すべき理由がある場合。
 - 20.3.2 規則違反する意図はなかったが規則に違反し、違反したことを知っていた、単独の出来事で、その後ペナルティーを取らなかった。
- 20.4 プロテスト委員会は、競技者にプロテスト委員会に来るよう要請し、『基本原則』「スポーツマンシップと規則」、規則 2「公正な帆走」に言及しながら、彼の言動は受け入れがたいものであることを理解させる、ということを行うことができる。これは規則 69 に基づく審問ではない。とはいえ、このような行為は、もし繰り返された場合、規則 69 に基づく審問を引き起こすことになるであろう、という非公式な警告を与えるという効果を持たせることができる。ユースとジュニアに関しては、付属書 L を参照のこと。
- 20.5 通常の場合、審問を召集しプロテスト委員会が申し立てに対して判決を行うことが、セーリング・スポーツの利益にかなうこととなるであろう。とりわけ、大会や他の競技者への影響があった場合、または当該競技者の責任が重い可能性がある場合に、これが当てはまる。

21 規則 2 と規則 69 の相互関係

21.1 プロテスト委員会は規則 2 と規則 69 の間の相互関係に留意しなければならない。この話題に関する詳細なガイダンスについては、付属書 G を参照のこと。

22 規則 69 の審問を行うプロテスト委員会の構成

- 22.1 規則 69.2(a)に基づき、プロテスト委員会は少なくとも 3 人で構成されていなければならず、規則 89.2(c)と規則 91 に基づく通常の方法により主催団体またはレース委員会により任命される。もしプロテスト委員会がインターナショナル・ジュリーでもある場合には、それはやはり規則 N1 に従っていなければならない(ただし World Sailing 規定 35.4.4 により認められている例外もある)。
- 22.2 プロテスト委員会が調査を実施するために調査員を任命した場合には、この人物は、任命された時点以降、 当該事案を検討するプロテスト委員会のメンバーになることはできない(規則 69.2(c))。これには、調査員によ る調査結果に基づく、審問を召集するかどうかの検討も含まれる。調査員はそれ以外の審問には通常どおり 参加できる。
- 22.3 調査員が任命された時点から、プロテスト委員会は、メンバー全員が出席して当該事案を検討する公式のミーティングで議論をするため以外には、調査員と会うべきではない。
- 22.4 審問の対象である事案が、クラブ内で物議をかもす可能性がある場合には、または、任務に就く準備ができているメンバーを探すのが困難な場合には、少なくとも 1 人のメンバーは(特に審問のチェアをする人は)、クラブの外部から探すのが賢明であろう。

23 プロテスト委員会の証人

23.1 ときに、プロテスト委員会のメンバーが申し立てられた行為を目撃していたということがあるであろう。このことは、その人物が規則 69 の報告を取り扱うプロテスト委員会を務めるべきかどうかという疑問をもたらすかもしれない。



- 23.2 申し立てられた不正行為があった時に、プロテスト委員会がすでに設置されていて、目撃した人物がそのメンバーである場合に、単に当該行為を目撃したからと言って、その人物がプロテスト委員会のメンバーから降りなければならないような葛藤や要件はない。ただし、そのメンバーは規則 63.6(b)に従わなければならず、証人となる可能性があるという立場について開示しなければならない。
- 23.3 しかしながら、その人物をメンバーに入れなくてもプロテスト委員会の適切な構成を(少なくとも 3 人がいて)維持できる場合には、そのメンバーが審問から降りることがより望ましい。
- 23.4 目撃した人物がたまたまチェアである場合には、その人物がプロテスト委員会にとどまるとしても、チェアは誰かに移譲するのが適切である。調査を受けている言動が、プロテスト委員会の当該人物に向けれらたものであった場合には、特にそれが適切であろう。加えて、新しいプロテスト委員会を設置しなければならない場合には、証人として呼ぶことになるいかなる人物も、プロテスト委員会のメンバーに入れるべきではない。
- 23.5 上告の権利が否認されている場合には、なおさら、プロテスト委員会の適切な構成を維持することが重要である。



手順

24 書面による通告の準備

- 24.1 競技者には、審問が行われるという事実、申し立てられた不正行為、および審問の日時と場所を記した書面による通告が与えられなければならない。調査員がプロテスト委員会により任命されている場合には、調査員によって収集されたすべての材料を、審問の当事者に与えなければならない(規則 69.2(d))。
- 24.2 既存の抗議書は、たとえ規則2違反を申し立てているとしても、書面による通告の要件を満たしてはいない。 新たな通告を準備する必要がある。
- 24.3 World Sailing は、書面による通告用に、付属書 K にあるモデル文言を推奨する。
- 24.4 書面による通告には、不正行為とされた具体的な言動が、記述されるべきである。不正行為が何であった かを述べずに、ただ当該人物がグッド・マナーに違反したので不正行為を犯したと記述するだけでは、不十分である。不正行為の記述は具体的でなければならない。
- 24.5 例えば、競技者がプロテスト委員会の判決は間違っていると述べた、と記述するだけでは不十分である。なぜなら、そのこと自体は不正行為ではないからである。通告は以下のように情報をより詳しく記述するべきである。「ジョン・スミスは、審問中、判決を言い渡された直後に、大きな声で、判決は間違っていると述べ、かつ大きな声でプロテスト委員会のメンバーをばか者と呼び、自分たちが何をしているか分かっていないと述べた。」
- 24.6 口汚い言葉遣いが使われた事案では、通告には、使われた言葉遣いを引用するか、またはそれを「性交を 意味する卑猥な言葉を使って」などという表現で描写するのがよい。言葉遣いを引用したり分かりやすく 言い換えたりすることなく、ただ単に、競技者が「侮辱的な言葉遣い」をした、と述べるだけにならないように すること。
- 24.7 分かりやすい判断基準は、先入観の無い部外者ならば、通告を理解するであろうか、そして、言い立てられている行為が、もし立証された場合には、不正行為であると同意するであろうか、である。
- 24.8 通告はまた、日時、場所、知れている限りの関与したその他の人物の特定についても、申し立てるのがよい。
- 24.9 当該競技者が誤解するおそれの無いように、不正行為とする行為については具体的であることが望ましい。 審問の終わりに認定される不正行為は、通告で申し立てられたもの以外であってはならない、ということを 覚えておくこと。審問における証拠が、通告で申し立てられたものと著しく異なる場合には、さらなる書面に よる申し立て書を与え、準備するための時間を与えるために、審問は中断するべきある。あるいはその代 わりに、当該競技者またはその他の人物に、認定がこの追加的な不正行為に関して行われるかもしれな い旨を告げ、彼または彼女にこの件に関して準備し、証拠を集めるために追加の時間が必要かどうか尋ねる。この手順がなされたことを記録に残すのがよい。そしてこの記録は、規則 69.2(j) 従って作成される 報告の一部をなすべきである。

25 準備するための妥当な時間/審問の日時

- 25.1 規則63.2 は、いかなる審問においても、競技者に準備するための妥当な時間を認めることを求めている。
- 15 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)



- 25.2 不正行為を抗議審問の中で知ることとなった場合には、とりわけすでに規則2に関して事実認定が十分になされている場合には、競技者に書面による通告を与え次第、直ぐに規則69の審問に進むのが適切であろう。
- 25.3 もし申し立てられた不正行為がレガッタの最中に起こったものである場合、審問を当日または翌日に召集するならば通常は申し分がない。真剣な申し立てを審問せずに数日放置することは、不公正かつ不適切である。
- 25.4 レガッタの最終日に起きた不正行為の場合(表彰式の前か後かにかかわらず)、可能である限り、審問を当日に行う必要がある。
- 25.5 もし競技者が準備のためもっと時間が欲しいと頼んできた場合、すでに妥当な時間が与えられている場合を除き、その時間を与えるべきである。追加の時間を与えると、審問を大会の終了より後に延期することになる場合には、プロテスト委員会は通常、追加の時間を認めるべきではない。ただし、大会の終了より前に追加時間を与えることが可能ではなく、かつプロテスト委員会が、当該競技者は準備のために追加の時間を持たなければならないと感じる場合、そのような場合には審問を開くことはできず、規則 69.2(k)に基づく処置を求めて、競技者の MNA に宛て報告を提出するのがよい。

26 代理を立てること

- 26.1 規則 69.2(e)(2)に基づき、競技者には審問において代理人を立て、<u>かつ</u>助言者を同席させる権利がある。これは、審問にかけられた不正行為のためにペナルティーを受け動揺した競技者から、審問の進行について誤った非難を防ぐので推奨される。
- 26.2 競技者は、友人、コーチ、親、弁護士を含むいかなる者からも、代理人となってもらったり、助言を受けることができる。その人物は、質問にどのように答えたらよいか競技者に助言でき、証人に質問することができ、また競技者のために主張のまとめをすることができる。
- 26.3 しかしながら、競技者は自身に向けられた質問には自身で答えなければならない。それらの質問には、競技者の代わりに答えることはできない。
- 26.4 チェアは、審問を毅然としてコントロールし、かつ礼儀正しさを保てる能力の持ち主でなければならない。

27 第三者/証人の出席

- 27.1 審問の当事者(定義の通りの)、および規則 69.2(e)(2)に基づき出席する代理人または助言者のみが、審問中を通して出席する資格がある。規則には、プロテスト委員会がオブザーバーの出席(ただし抗議審問を傍聴する際の通常の条件には従わなければならないが)を認めることを禁じる規定はない。しかしながら、プロテスト委員会は、規則 69 に基づく申し立ての持つ個人的な性質を考慮しなければならず、通常は非公開で審問を行うのが適切である。
- 27.2 申し立てを支持する証人の身元は、審問に先立ち確認しなければならない。また、その出席を確実とするための手はずをとらなければならない。
- 27.3 証人は、自身がプロテスト委員会のメンバーでもある場合を除き、競技者に質問することはできない。

28 プロテスト委員会に対する異議

16

28.1 競技者には、審問の開始にあたって(プロテスト委員会の全メンバーを紹介した後)、メンバーに関して異議があるかどうかを尋ねるのがよい。



- 28.2 利害関係のある人物(RRS に定義されたとおりの)はプロテスト委員会のメンバーに入るべきではなく、また過去に当該競技者との間で強い個人的いざこざや悪意を持ったことのあるいかなる人物も、入るべきではない。ただし、規則 63.4(b) の規定は規則 69 の審問にも適用され、プロテスト委員会は(この規則の基準が満たされている場合には)、メンバーの一人が利害関係を持っているとしても審問を進めることはできる。
- 28.3 申し立てられた不正行為が起きているときにそれを目撃した人物が、それを理由にプロテスト委員会のメンバーになることを禁じられることはない。ただし、そのメンバーは規則 63.6(b)に従わなくてはならない。
- 28.4 いかなる異議申立て(およびそれに対するプロテスト委員会の決定)も記録しなければならない。

29 審問の実施

- 29.1 審問は、規則 69.2(e)により修正された規則 63.2、63.3(a)、63.4、63.6、65.1、65.2、65.3、66 を適用した、通常の審問手順に従って実施されなければならない。
- 29.2 加えて、手順、質問、答え、および陳述の記録は、できる限り逐語的に作成されることが極めて重要である。この任務は、プロテスト委員会のメンバーまたは(望ましくは)セクレタリーに任せるのがよい。
- 29.3 審問を録音することが、次第に一般的になっている。録音は、審問に入るすべての人物(後ほど審問の一部にのみ出席する証人も含む)に、録音されていることを通知したときに限り行うことができる。プロテスト委員会内部の討議は録音に含めるべきではない。事後に録音を聴くことができるかどうかは、プロテスト委員会の決定による。いかなる当事者も、自動的にそのコピーを得る権利を持つものではない。
- 29.4 プロテスト委員会は、審問を実施する際には付属書 C または D のチェックリスト (いずれか適切な方) に従って 行うのがよい。

30 軽減措置

- 30.1 もしプロテスト委員会が不正行為があったと認定した場合、審問を再招集し、競技者にその事実認定を告げるのがよい。そのうえで、競技者に、プロテスト委員会が何らかのペナルティーを課すべきかどうか検討する前に、何か言いたいことがあるかどうか(すなわち軽減措置の願い)を、尋ねるのがよい。
- 30.2 競技者に謝罪したいかどうか尋ねることは推奨されない。しかし、競技者はその機会を与えられるべきである。 謝罪は、それがなんらかの意味を持つようにするためには、自発的になされるべきである。ただし、心からの、 または偽りのない、後悔の念の表明と謝罪は、プロテスト委員会により注意深く考慮されるべきである。

31 警告

17

- 31.1 競技者は通常、警告を重く受け止める。もしプロテスト委員会が、審問における競技者から、警告は聞き入れられないであろうと考える場合、であればプロテスト委員会は、警告ではなくペナルティーを課すべきである。
- 31.2 もし当該競技者の艇がすでに規則2違反に対する失格を受けており、そしてそれが十分な処罰であると考えられるなら、その場合には警告が適切であろう。



32 警告を超えるペナルティー

- 32.1 これらは規則 69.2(h)において提示されている。一つまたはそれ以上のペナルティーを組み合わせて用いることができる。
- 32.2 もし不正行為が、ある競技者または問題となっている艇のオーナーによって行われたものであるなら、その場合にはプロテスト委員会は、一つまたはそれ以上のレースにおける得点を変更したり、または失格にしたりすることにより、その艇に対しペナルティーを課すことができる。プロテスト委員会は、失格が除外できるか否かを決定する裁量権をもつ。
- 32.3 個別の競技者を大会における一定の数のレースで競技から排除することができる。また、ある個人を大会または開催地から排除することがでる。そして大会に関連して与えられた権利や特典を剥奪することができる。
- 32.4 既に終わったレースにおいて失格とすることも、不正行為がそのレースの最中に起こったことであるならば、適切であろう。この失格を得点に反映するためには、艇もそのレースにおいて失格とする必要がある。プロテスト委員会は、失格を除外できないものとしシリーズの結果の計算に入れる必要があるかどうかを、決定しなければならない。失格が除外できるかどうかに関する決定も、プロテスト委員会によるペナルティーの一部をなす。(すなわち、不正行為が悪質であればあるほど、失格を除外できないものとする可能性も増す。)
- 32.5 ある競技者が、まだ行われていないレースから排除される場合には、それが当該艇のこの先のレースへの参加におよぼす効果は、大会におけるクルーの交替に適用される規則に依存する。あるレースにおいて、艇の責任者または複数のクルー・メンバーによる重大な不正行為があった場合には、これから行われるレースにおける艇の失格とすることが適切であろう。
- 32.6 競技者の以降のレースからの排除と、艇の以前のレースにおける失格とを組み合わせることも許される。
- 32.7 重大な事案では、規則2による失格(当該レースにのみに課すことができる)のあとに、規則69による、それ以降またはすべてのレースにおける失格が続くことは、大変適切なことである。
- 32.8 不正行為がシリーズの最終レースの後に起こった場合、その時点では競技者を排除できるレースは残っていない。したがってその場合、唯一の選択肢は関係する艇を失格とすることしかないであろう。
- 32.9 プロテスト委員会が課すことのできる最大のペナルティーは、プロテスト委員会の権限がおよぶ範囲でその他の処置が可能な場合を除き、レガッタまたはシリーズ全体からの排除または失格である。別のいかなる大会やシリーズ(すなわち別個のレース公示が発行される)に関連するペナルティーは、たとえその大会が同じ主催団体によって開催されるものだとしても、これを課す権限はない。プロテスト委員会は主催団体に対し、今後の大会に当該艇または競技者の参加を(規則 76 に基づき)受け入れないよう、勧告することはできるが、これはあくまで勧告であり、主催団体に強制することはできない。

33 ペナルティー: 規則に基づきプロテスト委員会の権限がおよぶ範囲内で取れるその他の処置

33.1 あるレースまたはそのシリーズにおける艇の得点ポイントを悪くすることによりペナルティーを課す(艇を失格としたり競技者を排除したりすることではなく)ことが適切な場合もあろうー「負の救済」という形態である。ある大会では、全体の所要時間または修正時間で得点を記録し、それは数多くのレグをめぐる大会の場合が多いが、艇を失格とすることは大会の方針に反するとする大会がある。代わりに、抗議に対して失格とするのではなく、タイム・ペナルティーを与えることより、艇にペナルティーを課す。このような大会では、規則 69 に係る審問が、競技者や艇の排除というよりは、艇に対する非常に重いタイム・ペナルティーという結果となることもあるかもしれない。



- 33.2 プロテスト委員会が、審問結果の報告書を、所属国連盟のみならず、競技者がメンバーとなっているクラブやセーリング団体にも送ることもまた適切であろう。そして、プロテスト委員会が処置を行ったという事実、および所属国連盟もまた処置を行うかもしれないということは、その他の組織がその後その権限内で処置を行うことを妨げるものではない。
- 33.3 プロテスト委員会がその権限内で、その他の処置をとることは、排除や失格の代わりに行うことができるし、あるいは、追加的処置として行うこともできる。
- 33.4 競技者が、自主的に、かつ心からの謝罪を申し出た場合、謝罪は、不正行為により影響を受けた者に直接するのに加え、書面にしたため公式掲示板に掲示することが適切である。
- 33.5 自発的な謝罪はペナルティーではない。それはプロテスト委員会を、ペナルティーを課すことから、より警告の方に導くかもしれない。
- 33.6 しかしながら謝罪は、考慮されるためには、自主的に発せられたものでなければならない。競技者には謝罪 する機会を与えるべきではある一方、謝罪するよう命じることは、有益となることはまずない。

34 各国連盟への報告

34.1 44 項を参照のこと。

35 審問後のクラブまたはクラス協会への委託

- 35.1 プロテスト委員会は、事案を他者(たとえばクラブやクラス協会)に通知するかどうか(ペナルティーを課すかどうかの検討の一環として)を、あるいは、実際のところ、彼らにさらなる検討/処置を求めて委託するかどうかを決定しなければならない。
- 35.2 プロテスト委員会は以下の場合には、事案の委託を決定することができるであろう。
 - 35.2.1 プロテスト委員会が、通常なら適用するであろうペナルティーが、事案に関与しなかった者(すなわち他のクルー・メンバー)に対し不釣り合いなほどの影響を与えるであろう、と感じる場合。
 - 35.2.2 すでに大会は終了しており、大会の結果に影響をおよぼすことが適切ではない場合。
 - 35.2.3 プロテスト委員会が、当該競技者の行為は大会の範囲を超えてさらなる検討に値する(例えば、競技者にクラブの敷地への立ち入りを禁じたり、主催者が規則 76.1 に基づき今後の大会から競技者を排除したりすることが適切である)と感じる場合。
- 35.3 この場合、プロテスト委員会は、クラブまたはクラス協会の責任ある幹部に、審問の結果を詳細に記述した書面による報告を、さらなる処置に関する勧告とともに、提供するのがよい。付属書」には、推奨される報告書の内容が含まれている。プロテスト委員会は、どのようなペナルティーが適切と考えるか、進言することができる。この報告書のコピーは、競技者にも提供するべきである。
- 35.4 プロテスト委員会が、さらなる処置を求めてクラブまたはクラス協会に事案を委託すると決定する場合には、この決定は規則 69.2(j)に基づく「1 回の DNE より重いペナルティー」に相当し、したがって所属各国協会に報告しなければならない。



- 35.5 プロテスト委員会が、規則69の審問の後、競技者をクラブまたはクラス協会に委託しない場合、それでも彼らには審問の結果を(望ましくは、付属書」にある通告の推奨書式にて)通知することが、適切であることが多い。
- 35.6 もし他者に通知することになる場合、または事案が委託されることになる場合、プロテスト委員会がいつ判決を通知するかを、競技者に告げなければならない。

36 審問の再開

36.1 審問再開の要求は規則 66 に基づき、当規則の下で標準とされる基準を用いて検討するのがよい。重要な証拠が入手可能となったとき、競技者が審問に来なかったのには正当な理由があったことが明らかとなり、いまでは出席が可能となった場合、あるいは、プロテスト委員会が誤りを犯したことに気付いた場合、審問手続きをやり直すべきである。

37 共通の問題

- 37.1 数多くの問題が規則 69 の審問において起こり得る。以下のガイダンスは、プロテスト委員会がいかにそれら の問題に対処すべきか概要を提供することを意図している。
 - 37.1.1 競技者が申し立てに気付かず、審問の書面による通告も受け取らなかった。

プロテスト委員会には審問を進める資格はない。競技者に書面の通告を与え、かつ準備するための 適正な時間を与え、そのうえで審問の予定を再調整しなければならない。

37.1.2 競技者が審問に現れない。

出席しない理由の確認を試みること。規則 69.2(f) は、競技者が出席しないのには正当な理由がある場合には、審問予定を再調整しなければならないと定めている。

誰が審問の通告を競技者に手渡したかを突き止め、通告の受領を確認すること。レース・オフィスまたはプロテスト委員会の誰も、審問を延期してほしいと頼まれていないことを確認すること。

37.1.3 競技者が審問の準備のためにもっと時間が欲しいと頼んでくる

競技者には準備のためにどれほどの時間があったか(すなわち審問の通告を受け取った時から)を確定すること。その時間の長さは妥当か?競技者は、特定の証人を呼んだり、ある特定の証拠を取得したりする必要があるかどうかを考慮する事。一般に、申し立てが複雑で深刻なほど、より多くの時間を与えるべきである。

もしプロテスト委員会が、競技者には準備するための適正な時間があったこと、また審問を続けることによって手順の公正さを害することはないことを確信する場合には、審問は続けるべきである。 続けることに対する異議 (実際には、続けることへの競技者の同意)は、審問の記録に書き留めるのがよい。

37.1.4 競技者の代理人が、当人に代わって質問に答える。

これは許可されない。競技者は自身に向けれらた質問には自身で答えなければならない。



37.1.5 競技者がユースまたはジュニアである。

チェアは、競技者の親または保護者に、望ましくはじかに、審問のことを知らせるのがよい。

チエアは、競技者および親が、審問の性質およびなぜそれが起こったかを、確実に理解しているようにしなければならない。本人に代わって質問し発言する、親またはその他の大人による代理人が必要である。

競技者の代理を務める人物が親ではない場合には、親もオブザーバーとして招くべきである。

プロテスト委員会は、質問をする際には、競技者の年齢や経験を考慮に入れるべきである。委員会室のレイアウトを、通常の「法廷」スタイルから変えるのが適切な場合もある。

付属書しには、ユースおよびジュニアによる不正行為の問題を扱う上でのより詳しい情報が含まれている。

37.1.6 競技者が動揺する、感情的になる。

チェアは競技者に短時間の休憩を許し、その後、審問を続けて大丈夫かを聞くとよい。もし彼らがイエスと言った場合には、それを記録すること。

プロテスト委員会は、競技者が公正な審問を受けられるようにすることが重要である。万一、競技者がやむを得ず審問を続けられなくなった場合、そのときには審問は中断し、予定の再調整をしなくてはならない。

競技者が代理人を持たず、審問のプロセスに対処したり、それを理解したりするのが難しいと感じる場合には、プロテスト委員会は彼らに、誰か彼らを支援する者を審問に連れてくるよう求めるべきである。

37.1.7 競技者が審問において破壊的で非合理的な振る舞いに及ぶ。

チェアは進行をコントロールし、競技者に対しプロテスト委員会はそのような受け入れがたい振る舞いを許容する用意はないと説明しなければならない。

競技者が長々と見当違いの質問をする場合には、チェアは競技者に対し、簡潔で関連のある質問のみするよう、注意するのがよい。ただしプロテスト委員会は、すべての競技者が、望ましいように、考えを明確に話せるとは限らないことを覚えておかなければならず、ある程度の許容は認めなければならない。

競技者が審問を無理に引き延ばそうとする場合には、チェアはその競技者に時間制限を課し、それまでに質問を終えるよう求めるべきである。

37.1.8 規則 69 に定められた手順に従っていないと申し立てられる。または、その他の手続的な不適切についての申し立てが起こされる。



プロテスト委員会は、審問を続ける前に、まずこの申立について確定させなければならない。いかなる手続き上の誤りも、もしあった場合には、審問を続ける前に是正しなければならない。

もしプロテスト委員会が、手順は規則に従っていると確信するなら、審問を続ける前になぜプロテスト委員会がそう考えるのかを説明する必要がある。もし引き続き異議が申し立てられる場合には、 それを記録すること。

37.1.9 競技者が多数の証人を呼びたいと望む。

競技者には、彼らが望む証人を呼ぶ権利がある。

もしプロテスト委員会が、証言が繰り返しになってきたと感じる場合、チェアは競技者に、証人から どのような追加の情報を得られると思うのかを聞くのがよい。もし競技者がすでに得られたものと同 じことを答えた場合、チェアは競技者に対し丁寧に、同じ証言をプロテスト委員会に対して繰り返す 必要はない、ということを思い起こさせるのがよい。最後の手段として、プロテスト委員会は規則 63.6(a)に基づき、無関係または過度に繰り返される証言を除外したり、特定の証人を聴取すること を拒否したりすることができる。



意思決定

38 全般

- 38.1 セーリング競技規則は、不正行為が起きたかどうかをいかに決定するべきかについて、どのようなガイダン スも提示していない。
- プロテスト委員会は決定に至るために、判決を行うのに用いる標準のプロセス ― 事実認定、それから結論 38.2 を確定する― に従うのがよい。論点を不正行為が構成されたかどうかに向ける前に、実際に何があったの かを確定することが重要である。

39 立証基準

- 39.1 「立証基準」とは、なにが起こったのかを確定するために、プロテスト委員会が証拠に対して適用しなければ ならない評価基準のことである。通常の抗議審問では、慣例により適用される立証基準は「確からしさの比 較」である。すなわちプロテスト委員会は、艇が回避行動をとったか否かについてどちらにより可能性がある かを決定しなければならない、というものである。
- 39.2 規則 69 の審問では、規則は異なる立証基準を明記している。それは「申し立てられた不正行為の重大さに 留意したうえでの、プロテスト委員会の十分な納得」(規則 69.2(g))である。
- 39.3 この基準を適用するにあたって、World Sailing には以下のガイダンスがある。
 - 39.3.1 「十分な納得」の語は、その語句が持つ普通で自然な意味でとらえなければならない。もし、不正 行為が起こったとの結論に、プロテスト委員会メンバーの一人が個人的に違和感を持ったならば、 それはプロテスト委員会が「十分な納得」をしていないことになる。
 - 39.3.2 この基準は「合理的疑いの余地のない」または「確信」基準と同じではない。この基準はそれより は厳格でない。
 - 39.3.3 この基準はプロテスト委員会に、申し立てられた不正行為の重大さに留意することを求めている。 申し立てられた不正行為が重大であればあるほど、一般に、競技者がそれを犯す可能性は低く、 したがって競技者がその不正行為を犯したことを立証するには、より十分な証拠が必要である。こ のことは、競技者は規則および「基本原則」に従うものとみなすという出発点を反映している。

40 課題となる諸問題

- 40.1 数多くの要因が、不正行為に係わる決定を行うプロテスト委員会の能力に影響する。
 - プロテスト委員会が、特定の論点に関して十分な証拠が得られていないと感じる。 40.1.1

その論点が問題の中心をなすものである場合には、プロテスト委員会には競技者を有罪と判断す る資格はない。プロテスト委員会は、審問を進める前に、必要な証拠を入手しなければならない。



その論点が不正行為の疑惑の中心ではない場合には、プロテスト委員会は、その論点が有罪かどうかの問いに対してどの程度関連があるかを、検討しなければならない。

プロテスト委員会が、論点は有罪かどうかの問いに関連はないと感じる場合には、審問を続けてよい。

論点は関連があるとした場合、そのときには、審問を進める前により多くの証拠を得なければならない。

40.1.2 プロテスト委員会が、不正行為が係わるもう一つのインシデントの証拠を発見する。

他の不正行為に係わる証拠は、調査中の元の不正行為について競技者がそれを犯したことを意味する証拠と、見なすべきではない。ふたつのことは別個の申し立てであり、新しい不正行為に関連しては、新規の規則 69 手順が、実施されなければならない。

同様に、当該競技者が過去に不正行為を犯したという事実は、その競技者が再び不正行為を犯したことの証拠ではない。

40.1.3 競技者から、不正行為の調査および審問は偏っている、または不適切に実施されたと、申し立てがあった。

プロテスト委員会に、偏りなく徹底的な手順を遂行したとの確信がある場合には、審問を続けてよい。 そうでない場合には、手順を最初からやり直すか、審問を開くことが現実的でない場合には、規則 69.2(k)に基づき各国連盟に報告書を送らなければならない。

40.1.4 競技者が、プロテスト委員会に対して法的手段をとる、と脅す。

個々人のプロテスト委員会メンバーにとっては気掛かりなこととなる可能性はあるが、法的手段の 脅しがプロテスト委員会を抑止すべきではない。規則に従っている限り、また競技者が公正で公平 な審問を与えられる限り、外部の機関に頼ることは制限されるべきである。チェアは、脅しのあった ことを認識し、それを記録に留め、なおかつ審問を進めるとよい。

規則およびガイダンスに忠実に従っていること、および審問過程についての完全な記録を作成していることが不可欠である。付属書 C および D のチェックリストを使うことが、その達成のために役立つであろう。



上告

41 上告の権利

- 41.1 競技者には各国連盟に上告する権利がある(規則70.5に基づき否認されている場合を除く。ただし、各国連盟の中には、その規程により規則69事案におけるこの規則の運用に影響を与えている場合があることに注意すること。)いかなる上告も、プロテスト委員会の判決に不服を申し立てるための、通常の上告手順に従って決定されるべきである。しかしながら、抗議や救済要求と同様に、いかなる上告も、プロテスト委員会によって認定された事実を、その根拠とすることはできない。
- 41.2 以下のようなことが、上告の根拠となり得るであろう:
 - 41.2.1 不正行為の結論、およびペナルティー(または警告)を課すとの決定は、認定された事実により支持されていない。
 - 41.2.2 スポーツマンシップの原則が破られていないにもかかわらず、プロテスト委員会がスポーツマンシップ違反があったと認定した。
 - 41.2.3 プロテスト委員会の取った手順は誤りだった。
- 41.3 各国連盟は、プロテスト委員会の判決を、支持、覆す、または変更することができる。各国連盟はまた、プロテスト委員会に審問を再開することを要求することができる。または新しい審問を命じることができる。

42 上告中の競技参加

- 42.1 大会から排除された競技者(または失格となった艇)には、たとえプロテスト委員会に上告の意思を通告した としても、競技を続ける資格はない。プロテスト委員会による元の判決には従わなくてはならず、その遵守を拒 否することは、新たなる不正行為を構成することとなる。
- 42.2 各国連盟は、大会の結果にはプロテスト委員会の元の判決が適用されなければならない、との規程を設けることができる。



推奨されるペナルティー

43 全般

- 43.1 推奨される処置またはペナルティーのリストを、付属書 B に記載する。
- 43.2 それらの推奨される処置またはペナルティーは、あくまでも推奨である。プロテスト委員会は、関連するすべての要因の文脈のなかで罪を検討することが重要である。
- 43.3 推奨されるペナルティーを出発点として用い、加重または軽減するべき事情があればそれに見合って調整すること。競技者に対し、どのような要因が適用されるとプロテスト委員会は考えたかを説明することが適切である。
- 43.4 以下にあげるのは、加重するべき要因(これらがすべてを網羅しているわけではない)であり、これらはプロテスト委員会に、より厳しい処置をとらせることとなるであろう。
 - 43.4.1 罪を繰り返す
 - 43.4.2 差別的行為(性別、人種、障がい、性的関心、年齢等を根拠として)
 - 43.4.3 財産に対する意図的な損傷
 - 43.4.4 暴力または攻撃(実際にか、被害者がそう受け止めたか、にかかわらず)
 - 43.4.5 レース・オフィシャルズまたはその他のボランティアへの悪態
 - 43.4.6 競技者が、反省や不正行為が悪いことであるとの認識を示さない
 - 43.4.7 不正行為が多くの人々に目撃された
 - 43.4.8 地域またはより広い世間に対して、セーリング・スポーツまたは大会の名誉が傷つけられた。
- 43.5 以下にあげるのは、軽減するべき要因(これらがすべてを網羅しているわけではない)であり、これらはプロテスト委員会に、より軽い処置をとらせることとなるであろう。
 - 43.5.1 以前の不正行為を示す証拠はなく、競技者が再び罪を犯すとは考えにくい
 - 43.5.2 不正行為は、意図的または故意というよりは、無鉄砲である
 - 43.5.3 若さまたはこのスポーツにおける経験の無さからくる、悪意のない過剰な攻撃性
 - 43.5.4 規則違反する意図はなかったが、違反と知りながら規則違反した、単独の出来事
 - 43.5.5 不正行為は多くの人に目撃されていない
 - 43.5.6 競技者が、自身の行為に対して心からの反省を示す



各国連盟への報告およびその役割

44 各国連盟への報告およびその役割

- 44.1 不正行為に係わる決定に関して各国連盟に送られる報告には、二つの種類がある。すなわち、義務の報告と、 裁量による報告である。
- 44.2 義務的報告は、プロテスト委員会が、1回の DNE より重いペナルティーを課した場合、または当該人物を大会または開催地から排除した場合に、なされる (規則 69.2(j)(1)、(2)を参照)。
- 44.3 裁量的報告は、義務的報告は必要とされないが、それでもプロテスト委員会が、そのときの状況において報告することが適切であると考える場合に、おこなう。
- 44.4 規則 69.2(k)に基づく報告は、事案を調査し適切な場合には審問を開くという、World Sailing 懲戒規程に基づく 各国連盟への要件を始動することになる。各国連盟が、その会員規則に基づき競技者に対して持つ懲戒権限に 加え、各国連盟は、競技者の競技資格(競技する一般的権利)、または World Sailing 資格(国際競技会におい て競技する権利)を一時停止または無効にする権限を有する。
- 44.5 もしプロテスト委員会が、報告をする裁量権を行使することを考えているなら、プロテスト委員会は、各国連盟によるさらなる処置が必要かどうかを検討するべきである。各国連盟は、報告について調査をし、適切な場合にはさらなる審問を実施するという、World Sailing 懲戒規程に基づく義務を負っているが、プロテスト委員会は、報告を行う前に、各国連盟による介入が正当であることを確かなものとするうえで、重要な役割を帯びている。
- 44.6 裁量的報告を行うことを考えているプロテスト委員会は、World Sailing ケース 139 にある解釈を考慮しなければならない。
- 44.7 不正行為に対し、大会において正しく対処することができ、公正な結果がもたらされたのであれば、プロテスト 委員会は各国連盟に裁量的報告をするべきではない。ただし、もしプロテスト委員会が、大会後にさらなる処置 が必要であると考える場合には、そのときは報告するのがよい。
- 44.8 各国連盟に報告を行う際には、付属書 K に記載のガイダンスを用いていただきたい。



付属書 A: 不正行為の例

45 不正行為の事例 (World Sailing ケース 138 参照)

- 45.1 不法活動への関与(例えば、窃盗、暴行、器物損壊)
- 45.2 セーリング・スポーツの名誉を傷つけるようなまたは傷つけた活動への関与
- 45.3 いじめ、差別的言動、脅し
- 45.4 身体への暴力、またはそのように脅かすこと
- 45.5 無謀な行動、または損傷や傷害を生じさせた、もしくは生じさせそうなやり方での行動
- 45.6 大会オフィシャルからの合理的な指示に対する不服従
- 45.7 意図的に規則に違反、または他者を規則違反するようそそのかす
- 45.8 他の競技者の装備への妨害
- 45.9 繰り返し規則に違反する
- 45.10 自分は気付いているときに、艇またはチームの規則違反を防ぐように行動しない
- 45.11 審問において真実を、または真実のすべてを、述べない。またはオフィシャルに対し嘘をつく。
- 45.12 その他の形態での不正。たとえば個人、クラスまたは計測関連の文書の偽造、計測していないことを知りながら 艇の参加申し込みをすること、順位を上げるためにマークを飛ばすこと、等々
- 45.13 人を傷つける、または傷つけるかもしれない、口汚い、または罵倒するような言葉遣い *
- 45.14 レース・オフィシャルズに関して、またはその決定に関して、口汚い、または無礼な批評をする (ソーシャル・メディアのような電子的手段を通して行うことを含む)
 - * 悪い言葉遣い(オフィシャルに向けられたものではないものも含む)は、この文脈で判断しなければならない。もしあなたが、使われた言葉遣いに不愉快であったなら、処置をとってしかるべきである。クラブや主催者が大会が始まる前に、不適切な言葉遣いの使用が規則 69 による処置につながることを明確にしておくことはたいへん妥当なことである。もし主催者がこのような声明を発したならば、プロテスト委員会は期待される基準が実行されるよう、準備しておくのがよい。しかしながら、ある大会やクラブが過去においてそのような言葉遣いを許容していた場合には、一度の悪質な言葉遣いに係るインシデントのみで、規則 69 による処置を発動するべきではない。これはそのような言葉遣いを大目に見るということではない。しかし、World Sailing としては、このようなクラブや大会がそれぞれ自らの基準を設け、改善させていかなければならないという原則を支持するものである。

レース・オフィシャルズに向けられた口汚く罵倒するような言葉遣いは、付属書 E で見出すことのできる、異議ガイダンスの下で検討するのがよい。



付属書 B: 推奨される処置&ペナルティー

46 推奨されるペナルティー

- 46.1 ペナルティーは6つのレベルで推奨される。
 - レベル 0 競技者から聴き取りを行うが、審問は召集しない。
 - レベル1 警告。ペナルティーは課さない。
 - レベル 2 艇の得点を増す。
 - レベル 3 一定の数のレースから、艇を失格または競技者を排除(かつ/または、いくつかの権利や特典を 剥奪)する。
 - レベル 4 大会から、艇を失格または競技者を排除(かつ/または、すべての権利や特典を剥奪)する。
 - レベル 5 大会から、艇を失格または競技者を排除 (かつ/または、すべての権利や特典を剥奪)し、かつ所属国連盟によるさらなる処置を勧告する。

不正行為のタイプ	範囲
不法活動への関与(例えば、窃盗、暴行、器物損壊)	3-5
セーリング・スポーツの名誉を傷つけるような、または傷つけた活動	1-5
いじめ、差別的言動、脅し	3-5
身体への暴力、またはそのように脅かすこと	4-5
無謀な行動、または損傷や傷害を生じさせた、もしくは生じさせそうな やり方での行動	3-5
大会オフィシャルからの合理的な指示に対する不服従	0-5
意図的に規則に違反する、または他者を規則違反するようそそのかす	1–4
他の競技者の装備への妨害	2-5
繰り返し規則に違反する	3-5
自分は気付いているときに、艇またはチームの規則違反を防ぐ ように行動しない。	1-5
審問において真実を、または真実のすべてを、述べない。 またはオフィシャルに対し嘘をつく。	3-5
その他の形態での不正。たとえば個人、クラスまたは計測関連の文書 の偽造、計測していないことを知りながら艇の参加申し込みをすること、 順位を上げるためにマークを飛ばすこと、等々	0-5



人を傷つける、または傷つけるかもしれない、口汚い、または罵倒 するような言葉遣い	0-3
レース・オフィシャルズに関して、またはその決定に関して、口汚い、または無礼な批評をする (ソーシャル・メディアのような電子的手段を通して行うことを含む)	0-3



付属書 C: 規則 69 審問 チェックリスト (標準)

規則 69.2(e)(1)に基づき、申し立てを提起する別個の人物が任命されていない場合に使用する。

47 規則 69 審問を行うチェアのためのチェックリスト

競技者の氏名:

艇:

大会:

審問の日付:

プロテスト委員会メンバー:

項目	チェック ?
プロテスト委員会メンバーを名前を出して紹介、関連するジャッジ資格を述べる。	
メンバーに異議があるかどうかを尋ねる。必要な場合、異議について判定する。	
答えを記録すること。	
 関議けなるかの なし /たし (坐でけまらた) 大な消す)	
異議はあるか?: あり/なし(当てはまらない方を消す) 	
ありの場合: 支持/却下(当てはまらない方を消す)	
 理由:	
 調査員が任命されている場合には、調査中に収集されたすべての材料が、競技者とプロテスト	
委員会に開示されたかどうか、チェックする。	
準備のための十分な時間が与えられたかどうか尋ねる。答えを記録すること。	
・	
追加の時間の要請があった: あり/なし(当てはまらない方を消す)	
連州の時間の安明がのうに、のう/ なし(ヨではよりないりを用す)	
要請があった場合: 認めた/拒否した(当てはまらない方を消す)	



理由:	
競技者に書面の通告を受け取ったかどうか、申し立ての性質を理解したかどうか、尋ねる。 答えを記録すること。 競技者が第1の言語として英語を話さない場合、通訳が必要かどうかを確認する。	
競技者は書面による通告を受け取った: []	
競技者は申し立てを理解した: []	
すでに代理人を伴っていない場合、競技者に、代理人を望むかどうか、かつ/または助言者に 出席してもらうことを望むかどうか、尋ねる。競技者が不要と答えた場合、審問中のいつでも気が 変わってもよいと説明する(ただし、審問は最初からやり直すことにはならないことも)。	
競技者は代理人を伴う: はい/いいえ(当てはまらない方を消す)	
伴う場合: 代理人/助言者の氏名	
伴わない場合: 競技者は代理人を立てる権利を理解した: []	
代理人がいる場合、以下を説明すること。 代理人は競技者と相談してよい。彼の代わりに質問をしてよい。彼に代わり主張のまとめを してよい。しかし、競技者に代わって質問に答えることはできない。	
申し立ては、あくまで申し立てに過ぎないことを説明する。 審問の目的は、何があったかを確定し、不正行為が行われたかどうかを確定することにある、 と説明する。	
仮に申し立てが立証された場合には、どのような結果となりうるかを競技者に説明する。すなわち、 警告をうける、ペナルティーを課される、そして各国連盟によるさらなる処置の可能性がある (外国の競技者の場合には、本人の所属国連盟)。	
申し立てを支持する主たる証人の証言を聴く。続いて、競技者に証人に質問することを許す。その後、 プロテスト委員会が証人に質問する。その人物は、その後審問から退出するのがよい。ただし、 証人がプロテスト委員会メンバーである場合には、その人物の通しでの出席は予定されており、 その必要はない。	
証人の氏名:	
証人による証言を聴いた: []	
証人は競技者からの質問を受けた: []	
証人は委員会からの質問を受けた: []	



	_
申し立てを支持するその他の証人から、1 への質問を許す。その後、プロテスト委員会	人ずつ、証言を聴く。続いて、競技者にそれぞれの証人 会が証人に質問する。
証人の番号	1 2 3
証人による証言を聴いた:	[][][]
証人は競技者からの質問を受けた:	[][][]
証人は委員会からの質問を受けた:	[][][]
証人の氏名:	
1.	
2.	
3.	
競技者の証言を聴く。続いて、プロテスト委	員会が競技者に質問する。
競技者の証言を聴いた:[]	
競技者は委員会からの質問を受けた: []	
競技者により呼ばれた証人から、1人ずつ ことを許す。その後、プロテスト委員会が証	、証言を聴く。 競技者に、それぞれの証人に質問する 三人に質問する。
証人の番号	1 2 3
証人による証言を聴いた:	[][][]
証人は競技者からの質問を受けた:	[][][]
証人は委員会からの質問を受けた:	[][][]
証人の氏名:	
1.	
2.	
3.	



競技者に主張のまとめをするよう、求める。	
各当事者に、公正な審問を受けられたか、申し出たいことすべてを出すことができたか、確認を 求める。	
競技者とその他の出席者全員に退室を求め、協議する。	
何が起きたか、そして/または何が言われたかを正確に書き留めることにより、事実を認定する。 悪質な言葉遣いが事案に関連する場合には、用いられたと考えられる言葉を正確に書き記すこと。 抗議のときと同様、認定事実の中に結論を持ち込まない。	
規則 69.2(g) に定められた立証基準を適用すること。	
認定された事実が、グッド・マナーやスポーツマンシップの違反、非倫理的振る舞い、または セーリング・スポーツの名誉を傷つけることを構成するかどうか、結論付けを書面にすること。	
規則 69.2(g) に定められた立証基準を適用すること。	
競技者を呼び戻し、申し立てが支持されたか、却下されたかを告げる。 却下の場合には、審問を終了する。	
支持された場合には、競技者に、プロテスト委員会が警告とするかペナルティーを課すかを決定 する際に、考慮してほしい軽減事情があるかどうかを尋ねる。謝罪があった場合には、受ける。	
競技者にもう一度退室するよう求める。警告とするか、ペナルティーを課すかを決め、 ペナルティーの場合には、そのペナルティーを決める	
競技者を呼び戻し、判決を伝える。必要なら判決を繰り返すかまたは説明をするが、競技者が 冷静を失い判決を受け入れない場合には、さらなる論争に陥ることは避ける。	
各国連盟への上告の権利について説明する。	
判決が大会の得点に影響する場合、または競技者を排除した場合には、レース委員会に判決を伝える。	
公式掲示板に、審問の結果を伝える通告を掲示する。ただし、事実および結論は掲示に含めない。 付属書 K 1.3 に記載の文言を用いることを推奨する。	
報告を各国連盟または World Sailing に送ることとなった場合には、彼らには、認定された事実、 結論、判決を通知する。プロテスト委員会の氏名、およびチェアのアドレスを含めること。	
準備のための十分な時間が与えられたか、プロテスト委員会の構成に異議があるかどうか、を 競技者に尋ねたことを記録する。そしてそれに対する返答を記述する。	
付属書 K に記載のガイダンスに従うことが推奨される。	



全ての記録を少なくとも6か月間保持すること。記録には、プロテスト委員会に持ち込まれた報告の原本(書面ならば。書面でなかった場合には、その記録を作成すること)、競技者への書面の通告、このチェックリスト、審問中のメモ、書面での事実、結論、判決、および(あれば)公式掲示板に掲示された通告を含めること。

パネル・チェア	日付



付属書 D: 規則 69 審問 チェックリスト (申し立ての提起者がいる場合)

規則 69.2(e)(1)に基づき、別個の申し立て提起者としてある人物が任命されている場合に使用する。このチェックリストの目的上、また簡潔にするため、この人物は「調査員」として言及される。<u>ただし</u>、規則 69.2(c)に基づき任命された調査員が、必ず申し立ての提起者にもなる、という要件はない。

48 規則 69 審問を行うチェアのためのチェックリスト

般:	
大会:	
審問の日付:	
プロテスト委員会メンバー・	

競技者の氏名:

項目	チェック ?
プロテスト委員会メンバーを名前を出して紹介、関連するジャッジ資格を述べる。	
メンバーに異議があるかどうかを尋ねる。必要な場合、異議について判定する。	
答えを記録すること。	
異議はあるか?: あり/なし (当てはまらない方を消す) 	
ありの場合: 支持/却下(当てはまらない方を消す)	
 理由:	
连 由: 	
申し立ては、プロテスト委員会により(主要国際大会の場合には World Sailing により)	
任命された人物によって、プロテスト委員会に対して提起されることを、競技者に説明する。	
調査員が任命されている場合には、調査中に収集されたすべての材料が、競技者とプロテスト	
委員会に開示されたかどうか、チェックする。	



準備のための十分な時間が与えられたかどうか尋ねる。答えを記録すること。 必要な場合、どれほどの追加時間を認めるべきかを決定する。 追加の時間の要請があった: あり/なし(当てはまらない方を消す) 要請があった場合: 認めた/拒否した(当てはまらない方を消す) 理由: 競技者に書面の通告を受け取ったかどうか、申し立ての性質を理解したかどうか、尋ねる。 答えを記録すること。 競技者が第1の言語として英語を話さない場合、通訳が必要かどうかを確認する。 競技者は書面による通告を受け取った: [] 競技者は申し立てを理解した: [] すでに代理人を伴っていない場合、競技者に、代理人を望むかどうか、かつ/または助言者に 出席してもらうことを望むかどうか、尋ねる。競技者が不要と答えた場合、審問中のいつでも気が 変わってもよいと説明する(ただし、審問は最初からやり直すことにはならないことも)。 競技者は代理人を伴う: はい/いいえ(当てはまらない方を消す) 伴う場合: 代理人/助言者の氏名 伴わない場合: 競技者は代理人を立てる権利を理解した: [] 代理人がいる場合、以下を説明すること。 代理人は競技者と相談してよい。彼の代わりに質問をしてよい。彼に代わり主張のまとめを してよい。しかし、競技者に代わって質問に答えることはできない。 申し立ては、あくまで申し立てに過ぎないことを説明する。 審問の目的は、何があったかを確定し、不正行為が行われたかどうかを確定することにある、 と説明する。 仮に申し立てが立証された場合には、どのような結果となりうるかを競技者に説明する。すなわち、 警告をうける、ペナルティーを課される、そして各国連盟によるさらなる処置の可能性がある。 (外国の競技者の場合には、本人の所属国連盟)。 申し立てを支持する主たる証人の証言を聴き、調査員が証人に質問することを許す。続いて、競技者 に証人への質問を許す。その後、プロテスト委員会が証人に質問する。 その人物は、その後審問から退出するのがよい。ただし、証人がプロテスト委員会メンバーである 場合には、その人物の通しでの出席は予定されており、その必要はない。



証人の氏名:		
証人による証言を聴いた:[]		
証人は調査員からの質問を受けた: []		
証人は競技者からの質問を受けた: []		
証人は委員会からの質問を受けた: []		
+1 + -++++++ + 7 7 0 N 0 5 7 1 / 2 2 / 1	₽ - 57=+ m+ / 2 0 // 5m + D / - /+ / ++ /- + / -	
申し立てを支持するその他の証人から、1人 それぞれの証人への質問を許す。その後、プ	ずつ、証言を聴く。その後調査員に、続いて競技者に、 プロテスト委員会が証人に質問する。	
証人の番号 1	2 3	
証人による証言を聴いた: [
証人は調査員からの質問を受けた: [[][][]	
証人は競技者からの質問を受けた: [[][][]	
証人は委員会からの質問を受けた: [[][][]	
証人の氏名: 1.		
2.		
3.		
競技者の証言を聴く。その後調査員から、続し 	ハてプロテスト委員会が、競技者に質問する。	
競技者の証言を聴いた:[]		
競技者は調査員からの質問を受けた: []		
競技者は委員会からの質問を受けた: []		
競技者により呼ばれた証人から、1 人ずつ、記 ことを許す。その後調査員が、続いてプロテス	证言を聴く。競技者に、それぞれの証人に質問する 、ト委員会が、証人に質問する。	



証人の番号	1	2		3	
証人による証言を聴いた:	[]	[]		[]	
証人は競技者からの質問を受けた:	[]	[]		[]	
証人は調査員からの質問を受けた:	[]	[]		[]	
証人は委員会からの質問を受けた:	[]	[]	I	[]	
証人の氏名:					
1.					
2					
3.					
調査員に主張のまとめをするよう、求める。					
競技者に主張のまとめをするよう、求める。					
各当事者に、公正な審問を受けられたか、 求める。	申した	出たし	,۱	ことすべてを出すことができたか、確認を	
調査員、競技者、およびその他の出席者全	:員に	退室	 €	を求め、協議する。	
	は、用	いら	5‡	記に書き留めることにより、事実を認定する。 れたと考えられる言葉を正確に書き記すこと。 い。	
規則 69.2(g) に定められた立証基準を適所	用する	ること	:		
認定された事実が、グッド・マナーやスポーセーリング・スポーツの名誉を傷つけること					
規則 69.2(g) に定められた立証基準を適所	用する	ること	-0		
調査員と競技者を呼び戻し、申し立てが支 却下の場合には、審問を終了する。	持され	ht:7	か	、却下されたかを告げる。	
支持された場合には、競技者に、プロテス する際に、考慮してほしい軽減事情がある					
調査員にペナルティーの問題について意見を求めるのは、通常は適切ではない。調査員は、 競技者が軽減措置をめぐって行った発言を裏付けるか、または疑いを起こさせる事実を知って					



いる場合には、プロテスト委員会に申し入れるのがよい。調査員がそのような申し入れをする場合には、競技者がそれに応答するのを許すこと。	
当事者にもう一度退室するよう求める。警告とするか、ペナルティーを課すかを決め、 ペナルティーの場合には、そのペナルティーを決める	
競技者を呼び戻し、判決を伝える。必要なら判決を繰り返すかまたは説明をするが、競技者が冷静を失い判決を受け入れない場合には、さらなる論争に陥ることは避ける。	
各国連盟への上告の権利について説明する。	
判決が大会の得点に影響する場合、または競技者を排除した場合には、レース委員会に判決を伝える。	
公式掲示板に、審問の結果を伝える通告を掲示する。ただし、事実および結論は掲示に含めない。 付属書 K 1.3 に記載の文言を用いることを推奨する。	
報告を各国連盟または World Sailing に送ることとなった場合には、彼らには、認定された事実、 結論、判決を通知する。プロテスト委員会の氏名、およびチェアのアドレスを含めること。	
準備のための十分な時間が与えられたか、プロテスト委員会の構成に異議があるかどうか、を 競技者に尋ねたことを記録する。そしてそれに対する返答を記述する。	
付属書 K に記載のガイダンスに従うことが推奨される。	
全ての記録を少なくとも6か月間保持すること。記録には、プロテスト委員会に持ち込まれた報告の原本(書面ならば。書面でなかった場合には、そのメモを作成すること)、競技者への書面の通告、このチェックリスト、審問中のメモ、書面での事実、結論、判決、および(あれば)公式掲示板に掲示された通告、を含めること。	
/ ハイ・/ エ/ ロリ	



付属書 E: 異議ガイダンス

49 異議への対処

- 49.1 受け入れがたい異議の表明とは、レース・オフィシャルの処置や決定に対して、無能力、偏見がある、または侮辱的な意味を含み、レース・オフィシャルを攻撃するようなやり方で、論争を仕掛けることと定義される。これは主観的な基準である。(すなわち、その意見がある特定のレース・オフィシャルにとって攻撃的ではないからと言って、その見方ゆえに、その意見が容認できることを意味するとは限らない。)
- 49.2 決定に対して、意見の違いまたは不同意を表明することは容認できる言動である。悪態をついたり、反抗したりことは受け入れがたい言動である。反対を表明することは限界的言動である。異議表明は、水上でも、陸上でも、またはジュリー・ルームでも起こりうる。そして、ときにレース・オフィシャルが、極めて権威主義的に見せることなしには、事態に対処するのが困難と思うことがあるかもしれない。
- 49.3 異議表明には幅広いレベルがありうる。また、異なるレースの形態(ユースの大会、プロのマッチ・レース等々)によって、異議表明が容認されるレベルへの見方が異なることもある。
- 49.4 それでもなお、口汚く罵倒するような言葉遣い、脅し、他者やその財産に対する攻撃的言動もしくは敬意の欠如は、許容されてはならず、適切な処置が取られるべきである。このことは、競技者、レース・オフィシャル、コーチ、その他の助言者に適用される。加えて、オフィシャルへの悪態は、規則 69 に基づく処置が妥当とされる言動である。
- 49.5 異議表明に出会った場合、レース・オフィシャル全員が共にそれに立ち向かうことが重要である。受け入れがたい言動に対し、その時点で立ち向かわないでいることは、競技者にそれが容認されると思いこませ、その後これを繰り返すことにつながってしまう。

50 大会オフィシャルズ

- 50.1 全ての大会オフィシャルズには(レース・オフィシャルズ資格を持つかどうかにかかわらず)、公正さと敬意を もって扱われる資格がある。ほとんどの人たちは、このスポーツを楽しんでいるという事実のほかには何の見 返りもないにもかかわらず、自由時間を犠牲にしてオフィシャルを務めている。
- 50.2 プロテスト委員会のチェアは、大会主催者に、競技者に係るいかなる問題でもプロテスト委員会に報告するべきであることを思い出させることは、彼にとって役に立つであろう。

51 審問

- 51.1 『インターナショナル・ジャッジ・マニュアル』は次のように述べている。もし抗議審問の当事者が説明を求めた場合には、即座にこれを与えるのがよい。しかし、この時点ではさらなる議論を許すべきではない。もしかしたらそれは、競技者がまだ判決について不明だったり信頼していなかったりしているか、またはジャッジがまだ十分明快な判決(事実認定、結論、判決)を書けていないかのどちらかだからである。
- 51.2 不満を抱く当事者との事後における議論を認めるべきどうか、またはどの程度認めるべきかは、プロテスト委員会のチェアおよびメンバーの経験と信用に依存する。プロテスト委員会の判決を言い渡したときの当事者の不満に答えて、プロテスト委員会との非公式な議論を認め、その議論のための時間を取ることは、しばしば緊張した雰囲気を取り除くことができる。反対に、事後のどんな議論も拒否することは、悪感情を増幅させかねない。



51.3 もう一つの方法として、判決について非公式に説明をするため、ある一人のプロテスト委員会メンバーを指名することができる。この方法を採用する場合には、一人のプロテスト委員会メンバーが判決の説明を行い、もう一人のジャッジが議論の手助けを行い議論が友好的で的を射たものであるようにするのがよい。

52 アンパイア/オン・ザ・ウォーター・ジャッジ

- 52.1 『インターナショナル・アンパイア・マニュアル』は、アンパイアは自らのコールについてすべての競技者とアンパイアに説明する義務を負っていると述べている。この原則は、マッチ・レース、チーム・レース、アンパイア制フリートレース、そして規則 42 判定を対象としている。.
- 52.2 二人の人間が、それがアンパイアであろうと競技者であろうと、異なったことが起こったと考える場合にはいつでも、いずれの者も考えを変えるとは考えにくい。すべての人は物事を異なった見方で見ているものであり、このことに留意しておくのが重要である。何が起きたか(事実)についての意見の相違と、規則の解釈とを区別することが重要である。
- 52.3 説明はそのコールをした理由の説明に留めるべきである。例えば「あなたはポートタックの艇を避けるためにコースを変更する必要はなかったと考えた。」というように。適用規則に関する理性的な議論、または「もし~だったら」という質問には答えるべきである。もし競技者が事実に関して論争を仕掛ける場合には、アンパイアはあるインシデントについて一度しか、かつ彼らがその時にいた位置からのみでしか見ることはできない、ということを競技者に気づかせることが、アンパイアにとって助けとなるであろう。
- 52.4 経験豊かなレーサーは、彼らの規則理解がアンパイアと同じかどうかを確かめるためにこの議論を利用する。したがって会話は手短かで礼儀にかなったものになることが多い。
- 52.5 経験の少ないレーサーは、「自分が正しい」ことを証明しようと思いがちである。よって会話が簡単に口論になりやすい。このような場合、アンパイアは事実に関する口論に引き込まれないようにしなければならず、「陸に戻ってから会おう」と告げることにより、会話を終わらせるのがよい。
- 52.6 アンパイアは、レースの終わりにはしばしば感情が高まっていることを感じ取るべきであり、その場合クルーと話す前に数分待てれば最もよい。実際、競技者が議論を望むのでなければ、アンパイアの方から議論を仕掛けるべきではない。
- 52.7 アンパイアは、いかなる間違いも、速やにかかつ潔く、認める覚悟をしておかなければならない。
- 52.8 アンパイアは、いかなる形態での悪態にも寛容である必要はないが、ストレスがかかるときに目をつぶることがしばしばよりよい解決法になることがある。このような違反については、インシデントから距離を置いて(時間的、距離的両方の意味で)、競技者と話すのが、通常は有益である。これは、アンパイア制のレースにおける言動の標準が低いからではなく、レースの形態が異なるため、アンパイアが限界的なインシデントを直接目撃することが多いからである。
- 52.9 さらなる処置を取るかどうかは、使われた言葉、それが言われた時の態度、およびそれに関連して艇のクルーにより取られたその他の行動、に依存する。彼らが単に不満または落胆を表現したり、彼らの意見では判定は間違っていると言っただけなのであれば、その場合にはペナルティーを課すことは不適切である。
- 52.10 しかしながら、全体の趣旨が、アンパイアは無能であること、または偏見を持っていることを伝えることである場合には、その意図がアンパイアに対してのみ向けられたのか、また近くにいる他の者に対しても向けられたのかのいずれだとしても、ペナルティーを正当化することができる。
- 52.11 もしその意図が明らかにアンパイアを侮辱するものである場合には、ペナルティーを課すべきである。そして、もし繰り返されたり、特に攻撃的であったりする場合には、規則 69 の報告を作成し、完全なプロテスト委員会による審問を検討するべきである。ある一人のアンパイアにとっては「冗談」と受け止められることが、他のアンパイアにとっては受け入れがたいとみなされることもある。悪態や悪質な言葉遣いを見逃すことは、競技者にその言動が容認されると思いこませ、今後そのような言動が繰り返されたり、レース・オフィシャル全般の



権威を失墜させたり、ひいてはボランティアの人たちがレース・オフィシャルとして働くことに同意するのを思い とどまらせたりする可能性さえある。

53 レース・マネジメント・チーム

- 53.1 ほとんどのレース・マネジメント・チームのメンバーは、その職務を遂行する際には、競技者と非常に近いところにいるものである。ときに異議が起こることがあり、それが、そのときの興奮に取り込まれているようなときには特に、不運なインシデントをもたらすことがある。
- 53.2 水上で論争や口論には引き込まれないようにすることが賢明であり、『レースマネジメント・マニュアル』は、レース・オフィサー (および、適切な場合には、その他のレース・マネジメントチーム・メンバー) が、毎日レース・マネジメント・チームが陸に戻ったあと、競技者の意見を聴き、彼らが行った決定について説明することができるよう、いつでも準備しておくことを推奨している。その時間と場所は、ブリーフィングの際に説明するかまたは公式掲示板に掲示するとよい。
- 53.3 しかしながらレース・マネジメント・チームのメンバーは、いかなる形態での悪態にも寛容である必要はなく、もし彼らに対して発せられた言葉が明らかに侮辱的な場合には、彼らはレース・オフィサーに話をし、レース・オフィサーはその職務として競技者と話し、競技者を規則2で抗議するか、または規則69に基づく報告をプロテスト委員会に提出するかどうかを決定する。



付属書 F: スポーツマンシップとフェア・プレーの原則

54 スポーツマンシップとフェア・プレー

54.1 規則 2「公正な帆走」は、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に言及している。一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則には、以下のことが含まれる(ただしすべてを網羅したリストではない)。

55 ルールの尊重

- 55.1 この原則の違反には以下が含まれる:
 - 55.1.1 規則に違反したことを知りながら、ペナルティーを履行しない
 - 55.1.2 意図的に規則に違反する
 - 55.1.3 不当な有利を得るために、意図的に規則に違反する
 - 55.1.4 他の競技者の権利を侵害したり不利を被らせたりする規則違反に目をつぶるよう、他の競技者と申し合わせること。
 - 55.1.5 厳密には不法な戦術ではないが、公正さに疑いの余地のある行為と定義される、違反すれすれの 巧妙なプレー。

56 他の競技者の尊重

- 56.1 この原則の違反には以下が含まれる:
 - 56.1.1 他者に対する、虐め、脅し、嫌がらせ
 - 56.1.2 言葉による悪態、不必要に叫ぶこと、悪質な言葉遣い
 - 56.1.3 敗北を受け入れるときに見苦しい態度をとる
 - 56.1.4 自らの順位を損ねてまで、別の競技者の利益となるように帆走する。(ただし、チーム・レースの大会には適用されない。)
 - 56.1.5 相手の判断を誤らせるよう、意図的に声かけする。

57 レース・オフィシャルの尊重

- 57.1 この原則の違反には以下が含まれる:
 - 57.1.1 レース・オフィシャルが無能であるとか、偏っているということを伝えるかもしれない、言葉の使用
 - 57.1.2 レース・オフィシャルを個人的に攻撃するような言葉の使用



57.1.3 レース・オフィシャルの決定に異議を唱える

58 財産の尊重

- 58.1 この原則の違反には以下が含まれる:
 - 58.1.1 損傷や傷害を生じさせそうな無謀な帆走
 - 58.1.2 主催者から支給されたか、または他の競技者の持ち物である艇や装備を、乱暴に扱う
 - 58.1.3 注意を怠ったための財産への損傷

59 スポーツマンシップとレース・オフィシャルによる決定

- 59.1 規則 C8.3(c)および D2.3(g)により、マッチ・レースとチーム・レースのアンパイアは、スポーツマンシップ違反に対してペナルティーを発議することができる。アンパイアは、言動がこれらの規則および/または規則 2 および 69 に違反したかどうか、どのようなペナルティーを適用するか、を決定しなければならない。
- 59.2 アンパイアは、言動が規則 C8.3(c)および D2.3(g)に違反したかどうかを決定する際には、上記 F1 に記載されたスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に対する違反事例、および MR Call M4 または TR Call M8 (適切な方) を参照するとよい。
- 59.3 もしレースまたはマッチ中にスポーツマンシップ違反があったと確定された場合には、アンパイアは、マッチ・レースにおいては警告なしにペナルティーを適用するべきであり、またチーム・レースにおいて最初の違反に対しては 2 回転ペナルティーを課すべきである。
- 59.4 レースまたはマッチの最中の繰り返しまたは重大なスポーツマンシップ違反に対しては、アンパイアは、マッチ・レースにおいては艇を失格とし、チーム・レースにおいてはインシデントをプロテスト委員会に報告するのがよい。プロテスト委員会はそれを受けて、規則 69 に基づく事案の拡大が適切かどうかを決定する。レースまたはマッチ中のスポーツマンシップ違反には、ペナルティー回転により処置できるので、通常は規則 2 に基づく抗議を適用するべきではない。
- 59.5 レースまたはマッチ外で起きたスポーツマンシップ違反については、アンパイアは規則 2 または 69 を適用し、インシデントをプロテスト委員会に報告する。プロテスト委員会はそれを受けて、規則60.3または69 に基づき処置を行う。
- 59.6 レース・オフィシャルズは、異議を唱えることを通してスポーツマンシップ違反を構成するかもしれない、レース・オフィシャルの決定に対する論争に対処しなければならないかもしれない。
- 59.7 異議に関するフローチャートを参照することにより、レース・オフィシャルはまず、目撃した言動が容認できるか、 限界的か、容認できないか、を判断する。
- 59.8 容認できる言動については、レース・オフィシャルはインシデントについてのレース後の議論を発議するであろう。 そこでの説明には、目撃された事実、決定またはコールに導いた関連規則が含まれるであろう。議論中に目撃 された事実が争点となった場合には、レース・オフィシャルは目撃した事を再度述べ、議論を終わらせる。適用 規則が争点となった場合には、なぜこの特定の規則が決定に至るために適用されたのかを説明する。もしレー ス・オフィシャルが間違いを犯したことに確信がいった場合には、謝罪がなされるであろう。
- 59.9 限界的な言動については、レース・オフィシャルは論争に取り組む前に冷却期間を置くであろう。このことには「後で/陸で話そう」と答えることも含まれる。もしレース・オフィシャルが、その言動が受け入れがたいかどうか

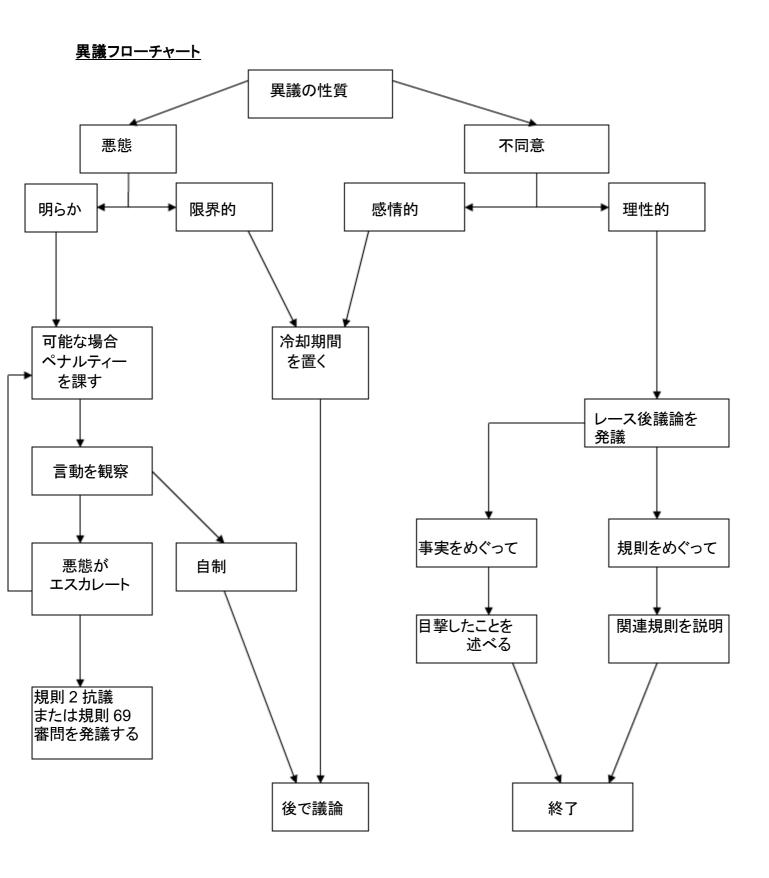
45



確信できない場合には、競技者に対して「疑わしきは罰せず」を適用し、その言動を限界的として扱う。

59.10 明らかに受け入れがたい言動に対しては、レース・オフィシャルはその異議をスポーツマンシップの違反と見なし、関連する規則を適用するであろう。このことには、オン・ザ・ウォーター・ペナルティー、マッチ・レースにおける失格、異議の程度によって規則2抗議の発議または規則69審問の召集が、含まれる。オン・ザ・ウォーター・ペナルティーを課した後は、レース・オフィシャルは、その次に行われる競技者の言動をしっかりと見る。もし異議がエスカレートする場合には、別個のインシデントとして扱い、もう一度ペナルティーを課す。





47



付属書 G: 規則 2 と 69

60 規則 2 と 69 との間の相互関係

- 60.1 一般的に、セーリングは自己統制のスポーツである。しかしながら、規則2および69の執行は、関与したすべての者一競技者、レース・オフィシャル、コーチ、主催者、各国連盟、そしてWorld Siling の責任である。
- 60.2 受け入れがたい言動をチェックされないまま放置することは、暗黙の裡にそれが大目に見られることになり、ルールの範囲で競技することを選択したセーラーたちを保護しないことになる。フェア・プレーとスポーツマンシップの奨励は、われわれのスポーツに関わる全ての者にとっての責務である。
- 60.3 ある不正行為は明らかに「規則 2」(少なくとも始めのうちは)であり、あるものは明らかに「規則 69」である。またあるものは両方であり得る。本ガイダンスは、両規則の適用と管理について、レース・オフィシャルを支援することを目指している。レース・オフィシャルズは World Siling Case 138 にあるガイダンスも考慮しなければならない。

61 規則 2

- 61.1 規則2は、6つの基本規則のひとつである。この規則は、艇に対し、フェア・プレーとスポーツマンシップの原則に 従って競技するよう積極的な義務を課している。
- 61.2 規則 2 は、艇(乗員を含む)およびそのオーナーの行動に関係する。ペナルティーが課される場合は、個人ではなく艇に課される。World Sailing Case 138 によれば、競技の公正さに直接影響する行動、または適切なペナルティーを履行しないこと、は規則 2 の下で考慮されるべきである。したがってこの規則は通常、レース中の言動に関係する「フィールド・オブ・プレー」または「オン・ザ・ウォーター」規則であり、通常は陸上で起きるインシデントや水上で起きる重大な(または繰り返えされる)違反は扱わない。そのような状況に対しては、規則 69 に基づき、報告をプロテスト委員会に提出するのが適切である。
- 61.3 規則 2 は、フェア・プレーとスポーツマンシップの「一般に認められている原則」を強調する。では、オフィシャルズはいかにこれらを認識し守らせるべきであろうか?

62 規則 2: 一般に認められている原則

62.1 ひとつの例外を除き、規則は慎重にこれらの原則を定義することを避けている。それぞれの事態は、状況に応じて解釈する必要がある。それでもなお、付属書 F の原則(これらは事例集であり、最終的なリストではない)は、一般にスポーツマンらしくないこととして受け止められている。

63 規則 2: 規則の執行

- 63.1 レース・オフィシャルは、スポーツマンらしくない言動が行われたことに自身の心の中で確信をもっていなければならない。しかし、だれか他の者が行動を起こし、したがって自らは行動する必要はないと想定するべきではない。最終決定はプロテスト委員会のものであるが、抗議が届けられなければ彼らが判決することはできない。
- 63.2 艇、レース委員会、プロテスト委員会、テクニカル委員会は、規則2違反について、それ自体で、または他の規則に基づく抗議の一部として、抗議することができる。加えて、プロテスト委員会は、他の規則に基づいて起こされた抗議の審問における証言に基づき、審問の当事者のいずれにも、規則2に基づくペナルティーを課すことができる。
- 48 World Sailing Misconduct Guidance (日本語訳)



- 63.3 規則2に基づく抗議は、通常の抗議の要件に従わなければならず、時間どおりに提出されなければならない。もしプロテスト委員会が、艇が、またはそのオーナーが、一般に認められているスポーツマンシップの原則に違反したことが明確に立証されたと納得がいった場合には、艇には失格というペナルティーが課されるべきであり、その失格はシリーズ得点から除外できない(DNE)。DNE は厳しいペナルティーではあるが、関与した艇や競技者に対して、当該レースを超えて効力や結果をもたらすものではない。
- 63.4 違反が「明確に立証される」ための要件とは、求められる立証基準が、ほとんどの艇対艇の抗議に適用される、「確からしさの比較」よりも高いことを意味する。
- 63.5 アンパイア制レースにおいては、スポーツマンシップ違反が起きたとアンパイアが確信した場合に、アンパイアは 当該の艇にペナルティーを課すべきである。

64 規則 69

64.1 規則 69 は通常、陸上で起きた事件に対して適用される。そして、(規則 2 に加えて、または規則 2 に代わって、) レース中に起きた競技者個人による、より重大な不正行為に適用される。 典型的な規則 69 違反は付属書 A に 記載されている。 また、World Siling Case 138 も参照すること。

65 選択が可能な場合に、いずれの規則を用いるべきか?

- 65.1 規則 69 審問の結末は、規則 2 審問よりも厳しいものとなることがある。一方、警告という形をとることにより、厳しくない場合もある。プロテスト委員会が、申し立てられた事実から、DNE よりも警告の方がより適切であると明確に予見することができる場合は、選択が可能ならば、最初の段階で規則 69 を選択するべきである。規則 2 に基づく抗議をプロテスト委員会が支持した場合には、艇を DNE とする以外には選択肢は無くなる。
- 65.2 反対に、もし重大または繰り返しの規則違反が起きたかもしれない場合には、可能ならば規則 2、およびその他の適切な規則に基づく通常の抗議審問から始め、事実認定を行い、(適切な場合には) 艇にペナルティーを課し、そしてその後に、それらの認定された事実に基づき、個人に対する規則 69 に基づいた新しい審問に進むかどうかを決めることが、推奨される。
- 65.3 規則 69 審問は、プロテスト委員会メンバーの一人からの報告によるか、競技者、レース・オフィシャル、その他あらゆる人物からの報告によるかにかわらず、プロテスト委員会のみが召集することができる。



規則 2 と 規則 6	9 — 違いのまとめ	
	規則 2	規則 69
基準	一般に認められているスポーツマン	グッド・マナーに違反する行為、
	シップとフェア・プレーの原則に対する	スポーツマンシップに違反する
	明確な違反。	行為、非倫理的言動、または
		セーリング・スポーツの名誉を傷つける
		かもしれない行為。
<u>分類</u>	艇に対する抗議として判決される。	抗議ではなく、競技者に対する
		処置である。
<u>発議</u>	締切時間を含め、有効な抗議が無	別個の書面による通告が必要。
	ければならない。	締め切り時間はない(ただし敏速
	プロテスト委員会、レース委員会、	でなければならない)。
	テクニカル委員会、または艇により	プロテスト委員会のみが起こす
	起こすことができる。	ことができる。
	関連する事実が他の規則に基づく	関連する事実が他の規則に基づく
	有効なプロテストにおいて出てきた	有効なプロテストにおいて浮上し
	場合には、ペナルティーを課すため	た場合には、書面による通告と
	に、その審問の当事者に対して	ともに新規の審問が必要とされる。
	新たな抗議を起こす必要はない。	
プロテスト	最少人数はない(ただし3人が	最少人数は3人。
<u>委員会</u>	推奨される)。	
	│ │ 一般に認められているスポーツマン	 申し立てられた不正行為の重大さ
<u>立証基準</u> 	一般に認められているスポークマン シップとフェア・プレーの原則が破ら	中し立てられたか正11点の重人さ に留意したうえでの、プロテスト
	シックとフェア・クレーの原則が吸ら れたことの明確な立証。	に歯息したりんでの、クロテスト 委員会の十分な納得。
	れたことの明確な立証。	安良云の下刀な附待。
	 却下、または DNE。	 却下、警告、一定の範囲にわたる
	規則 69 による処置への手続きを	ペナルティー。ペナルティーは各国
	取ることを排除しない。	連盟または World Siling、および可能
	報告は必要とされない。	性としてその他の者に、報告される。
	+以口1の必安にで10/みり・。	各国連盟または World Sailing は、
		古国産品などは World Salling は、 さらなる処置をとることができる。
		こうなのだ屋をこのここが、ここの。
<u>上告</u>	判決と手順について上告できる。	 判決と手順について上告できる。
	ただし事実についてはできない。	ただし事実についてはできない。



付属書 H: 児童の保護と規則 69

66 児童保護の問題に関するガイダンスおよび規則 69 の使用

- 66.1 いくつかの各国連盟または国では、児童の保護ならびに虐待に関して特定の法律、手順、指針を整備していることであろう。これらは必ず参照しなければならず、本ガイダンスはこれらに優先するものではない。
- 66.2 児童保護に関する指針または手順は、プロテスト委員会が実際に起こった不正行為の申し立てについて調査するため審問を召集することを妨げるべきではない。しかしながら、すべてのレース・オフィシャルズが、ある事案では調査および/または規則 69 審問を実施することが不適切な場合もあることを認識することが重要である。もし、起きたのが規則 69 で扱うことのできる 1 回限りのインシデントであることが明確である場合には、そのときにはプロテスト委員会は通常の方法で審問を進め、適切と見なされるどのようなペナルティーでも課すべきである。
- 66.3 もし各国連盟が、同一のセーラーまたはオフィシャルに関して、あるパターンを示していると思われる規則 69 の報告を複数受け取る場合には、これについて適切な調査を行うべきである。
- 66.4 プロテスト委員会は常に、自らの権限がおよぶ範囲が、問題の起きた大会にのみ限定されることを意識しなければならない。他の大会や、合宿、チーム練習会、等から生じた不正行為の報告を調べることは、プロテスト委員会の権限の内ではない。このような懸念がある場合には、各国連盟に報告されるべきである。
- 66.5 児童虐待やネグレクト(保護者義務放棄)に係るいかなる申し立ても(どのように受け取ったか、誰から受け取ったかにかかわらず)、このような件を担当する、大会、クラブまたはクラスの適切なオフィシャルに照会しなければならない。あるいは、そのような担当者がいない場合には、各国連盟に照会しなければならない。児童虐待は、仲間からのいじめであることもあるし、レース・オフィシャルがこれらの申し立てについて、適切な担当者と密接に連携することが極めて重要である。
- 66.6 このような申し立てを無視することは、選択肢には無い。事案を警察または政府の機関に付託するかどうか決定を下すのは、適切な資格を持った担当オフィシャルである(レースオフィシャルのような他の誰でもない)。
- 66.7 プロテスト委員会が事案を他の権限機関に付託する方がよいと考える一方、自らの調査も継続したいと感じる場合があるかもしれない。このようは状況においては、プロテスト委員会は最大限の注意を払いながら進めなければならない。
- 66.8 報告された事柄が、スポーツ上の不正行為の申し立てとは全く関係がないことが明らかな場合には、付託した機関が了承するならば、プロテスト委員会はスポーツに係る不正行為の訴えを、別個に進めることができる。
- 66.9 もし関係機関が不服な場合には、または彼らと連絡できない場合には、プロテスト委員会は進めるべきではない。後になって児童保護の問題が降りかかってきた場合には、各国連盟はいつでも、規則 69.3 に基づいて処置を進めることが可能である。
- 66.10 このことの理由は、虐待、ネグレクト、または虐めの疑いがあっても、それを報告しないことを選択した若いセーラーにとっては、大会期間中に正式な調査が行われることが、そのセーラーのために常に得策であるとは限らないからである。彼らは競技するのにプレッシャーがかかっているうえ、被疑者がまだそこにいることが気がかりだからである。



66.11 警察や政府機関は、訓練された要員を擁しており、彼らだけが児童から聴き取りを行うべきである。より悪いシナリオは、レース・オフィシャルが、いかに良かれと思い、また誠実に行動したとしても、正しくない方法で児童に聴き取りを行ったり深刻な訴えについて調査を行ったりすることにより、司法の過程を阻害することである。



付属書 1: 警察の関与と規則 69

67 警察による捜査への対処と規則 69 問題に関するガイダンス

- 67.1 プロテスト委員会は、調査中のインシデントを警察にも報告しなければならないような状況に向き合うことがある かもしれない。
- 67.2 プロテスト委員会は通常、単に警察が関与したことをもって、調査および/または審問を遅らせるべきではない。 警察は事案を刑事法の下で捜査をするが、プロテスト委員会はセーリング競技規則の下で事案を調査する。
- 67.3 もしプロテスト委員会が、状況の調査を続けることに懸念を持つ場合には(例えば、不法性が通常になく深刻だったり、警察が強く関与したりする場合には)、そのときにはプロテスト委員会は、関与する警察および(もし時間が許せば)各国連盟に、助言を求めるとよい。
- 67.4 もし警察がプロテスト委員会に調査を止めるよう要請する場合には、そのときにはプロテスト委員会は要請に従うべきであり、事案を、速やかにかつすべてを各国連盟に報告するとよい。
- 67.5 このガイダンスは、付属書 H のガイダンスに従って対処すべき児童保護に関する問題には適用されない。



付属書 J: 規則 76 に基づく排除

68 規則 76 に基づく艇または競技者の排除

- 68.1 レースが始まる前に不正行為が起きたときには、あるいは、競技者が不正行為を犯すであろうと考えるに足る要因が大会前にあるときには、その競技者をレースの開始前に排除するために、規則 76 の効力を使うことができる。
- 68.2 主催団体またはレース委員会は、艇の参加または競技者の参加を拒否または取り消す、規則 76.1 に基づく権限を持つ。この権限は最初のレースがスタートする前までのみ存在し、理由が提示されなければならない。
- 68.3 この権限の行使には、いくつかの制限がある:
 - 68.3.1 競技者が広告規程に従っている限り、広告を理由に行使することはできない。
 - 68.3.2 世界選手権または大陸選手権において、所期の艇または競技者の出場枠がまだ満たされていない場合、あらかじめ当該の国際クラス協会(または外洋レース評議会)または World Sailing の承認を得ることなく、行使することはできない。
 - 68.3.3 いくつかの各国協会はこの規則に対する規程を設け、競技者または艇を排除する理由は、不合理であったり差別的であったりしてはならないと定めている。
- 68.4 参加申し込みしなかったとしても、艇または競技者には、排除するとの決定に対して救済を求める資格がある。 この救済要求は、通常の救済審問として扱うのがよい。



付属書 K: モデル書式

69 書式と通告のモデル

- 69.1 本項には、プロテスト委員会が規則69問題に関連して用いるべき、以下の書式と文言を含む。
 - 69.1.1 規則 69 に基づく処置に関する通告文書
 - 69.1.2 各国連盟への報告書
 - 69.1.3 審問後、公式掲示板に掲示する通告
 - 69.2 加えて、本ガイダンス付属書 C および D のチェックリストをコピーして、審問のチェアのガイドとして用いるとよい。



70 競技者への通告文書のための文言

[氏名] 殿

規則 69.2 に基づく処置に関する通告

本大会のプロテスト委員会は、貴殿が規則 69.1(a)「不正行為を犯さない義務」に違反したかもしれないと申し立てる、 規則 69.2 に基づく報告を受けたとったことを、本通告によってお知らせします。

報告された申し立ては、以下の通り

[申し立ての説明を記入する]

プロテスト委員会は、この申し立てが真実かどうかを確定するため、そして、真実だとすればどのような処置をとるべきかを決定するため、規則 69.2 に基づく審問を行うことを決定しました。

貴殿には、下記日時・場所で行う審問に出席するよう要請します。

[日付]、[時刻]、[場所]

貴殿は、審問中貴殿に助言する人物、および貴殿の代理人を務める人物を、審問に伴うことができます。また貴殿のために証言をする証人を呼ぶこともできます。ただし、証人が審問の時に出席するよう確保することは、貴殿の責任で行ってください。

審問または規則 69 の過程のその他の側面について質問がある場合には、[プロテスト委員長/ジュリー・セクレタリー] にお尋ねください。

以上

[日付]

プロテスト委員長 [氏名]

[署名]

文言集の使用にあたっての注意:

- カギカッコ 内に当てはまる情報を記入
- 申し立ての説明は、競技者が申し立てられているインシデントを特定でき、準備ができるよう、十分に詳しいものでなければならない。
- 通告は、競技者本人に手渡しすることを強く推奨する。
- 通告のコピーを取っておくこと。



71 各国連盟または World Sailing への報告書の内容

- 71.1 各国連盟または World Sailing への報告書には、以下の情報を含めるのがよい。
 - 71.1.1 大会の名称、期間、種類
 - 71.1.2 競技者の氏名、住所、連絡先
 - 71.1.3 プロテスト委員会のチェアの氏名、ジャッジ資格(もしあるなら)、連絡先
 - 71.1.4 当該事案の審問をしたその他の委員会メンバーの氏名、ジャッジ資格(もしあるなら)
 - 71.1.5 調査員または申し立ての提起をするよう任命された人物の詳細
 - 71.1.6 競技者には審問のための十分な準備時間があったことの確認
 - 71.1.7 競技者が、助言者や代理人の権利があることを知っていたことの確認
 - 71.1.8 プロテスト委員会による認定事実
 - 71.1.9 プロテスト委員会の結論と判決
 - 71.1.10 ペナルティー決定のために用いられた要因の詳細。たとえば:
 - 71.1.10.1 競技者のその後の行動 (すなわち、謝罪)
 - 71.1.10.2 競技者から出された軽減事由
 - 71.1.10.3 不正行為をより深刻にした加重事情
 - 71.1.11 適用されたペナルティーの詳細
 - 71.1.12 規則 69.2(j)(3) に基づき報告が作成される場合には、プロテスト委員会が報告を作成すると決め た理由。
 - 71.1.13 さらなる処置に関する、プロテスト委員会からの勧告
- 71.2 全ての書類のコピーを含めること。調査の過程で収集された材料があるならそれもすべて含める。



72 審問の後の公式掲示板用文言

プロテスト委員会通告 [番号] - 規則 69 審問の結果

[日付]、プロテスト委員会は[氏名]氏に対する規則69に基づく審問を行った。

申し立てが立証されなかった場合:-

[本審問の結果、プロテスト委員会は、[氏名]氏は規則 69.1(a)に基づく不正行為を犯さなかったと決定した。] 申し立てが立証された場合:-

[本審問の結果、プロテスト委員会は、[氏名]氏が規則 69.1(a)に基づく不正行為を犯したと決定した。] 警告を与えるのみであった場合:-

[プロテスト委員会は [氏名]氏に対し警告を与え、当委員会によるさらなる処置は取らないものとする。] ペナルティーが課された場合:-

[プロテスト委員会は [氏名]氏に対し [ペナルティーの詳細を記入] のペナルティーを課した。]

[本件のペナルティーは [所属国連盟]に報告される。]

文言集の使用にあたっての注意:

- カギカッコ 内に当てはまる情報を記入
- イタリックの語句は除く
- 不正行為の性質についての詳細を加えたり、認定事実を記載したりしない。競技者たちには審問の結果のみ 通告すること。
- 通告の内容について疑問がある場合には、掲示してはならない。これは、当該競技者に罪なはいと判明した場合にとりわけ意味がある。(ただし、元の規則 69 審問が、審問スケジュールとして掲示された場合には、通告は必要かもしれない。)
- 通告のコピーを取っておくこと。



付属書 L: ユース & ジュニア 競技者

73 ユースおよびジュニア競技者による不正行為への対処

- 73.1 競技者がとても若いか、または特に経験が少ない場合、そのようなときには、不正行為を扱う上で、異なった取り組み方が必要なこともあり得る。
- 73.2 本ガイダンスではすでに、以下のことを述べてきた:

"チェアは、競技者の親または保護者に、望ましくは直に、審問のことを知らせなければならない。

チェアは、競技者が、審問の性質およびなぜそれが起こったかを、確実に理解しているようにしなければならない。本人に代わって質問し発言する、親またはその他の大人による代理人が必要である。

競技者の代理を務める人物が親ではない場合には、(可能ならば)親もオブザーバーとして招くべきである。

プロテスト委員会は、質問をする際には、競技者の年齢や経験を考慮に入れるべきである。委員会室のレイアウトを、通常の「法廷」スタイルから変えるのが適切な場合もある。"

- 73.3 これらの原則は、あらゆる競技者対オフィシャルの関係においても採用されるべきである。競技者が若ければ若いほど(そして経験が乏しいほど)、オフィシャルは、受け入れがたい言動に対処する適切な手法について、より多くの時間をかけ、配慮をしなければならない。
- 73.4 非常に若い競技者にとっては、規則 69 審問が持つ威圧的な性質が、当該の不正行為に取り組む試みにおいて 逆効果となるかもしれない。いかなる問題にも予断を持つことなく、プロテスト委員会は申し立てられた行為を、 そしてそれをいかに扱うべきかを、検討しなければならない。事態が最初に考えたよりもより深刻であった場合 に、プロセスをエスカレートすることはいつでも可能であるが、規則 69 審問を途中で止め、後からより非公式な 選択肢を選択することは、はるかに困難である。
- 73.5 疑問の余地があるか、または不正行為の範囲の最も低ところにある、大会関連の言動の場合、その場合には、レース・オフィシャル(通常はジャッジまたはアンパイア)が、親、保護者、またはコーチとともに競技者と話をし、何が起きたか、なぜそれが間違っているか、そしてもしこれが繰り返されたときにはどのようなことになるか、理解させることが適切であろう。
- 73.6 より深刻な不正行為の場合、そのときにはこの過程は、正式な聴き取りとして、プロテスト委員会の面前で行うのがよい。
- 73.7 ペナルティーを課すことで対処しなければならない重大な不正行為については、その場合には規則 69 審問、または規則 2 に基づく抗議が、持たれなければならない。

Ariadne House, Town Quay Southampton, SO14 2AQ United Kingdom

Tel: + 44 (0)23 80 635111

Fax: +44 (0)23 80 635789

www.sailing.org

sport / nature / technology

